

第 5 章

第5章 明日への躍進（進展期）

昭和54年～平成元年（昭和64年）

第1節 概要

昭和53年町史はじまって以来未曾有の震災に遭遇したが、町民のたゆまざる努力によって、復旧作業も着実に進んだ。

東伊豆町は町村合併以来20年以上を経過しその間たゆみない発展を続けてきた。合併当時と比較してみると、その変ぼうの大きさには目を見張るものがある。農林漁業を中心とした産業構造から観光中心の町に完全に生まれ変わったのである。

昭和54年5月17日、20周年記念式典を挙行、昭和59年合併施行25周年を迎え、これを記念して合併以来のけん案事項であったわが町のシンボルである、役場庁舎の完成を見た。同時に「町の木」「町の花」「町民憲章」が制定され、庁舎落成記念式と同時に発表された。

昭和56年、「豊かな自然と人間の出会いを創造する町」を目標とする「東伊豆町総合開発計画」が策定され、これにもとづいて町づくりが進められた。

・57年11月、「住民参加の町政」をねがって町政懇談会がもたれた。

・教育の面では、社会教育が飛躍的な発展をとげ今日に至った。

① 各種審議機関、推進機関が整備された。

② 見るスポーツから、行うスポーツ

へと→施設が着々と整備された。

③ 人づくりにも力が注がれた。

（青少年健全育成会その他）

・国民保険制度の実施、尿尿処理場（東賀環境センター）完成、福祉活動も充実されてきた。国民年金制度も確立した。

・消防署庁舎完成、東伊豆町消防署が発足した。

・新農業構造事業、白田土地区画整理事業稲取生活環境保全林（ふれあいの森）等多くの事業が行われた。

観光面では高度成長から低成長（地方の時代へ）の流れを生き抜くための方向模索が熱心に行われた。そして、実現のための努力に力がそそがれた。

また他の都市の良い点を取り入れ町づくりにプラスにしようということで、岡谷市との姉妹提携も行われた。

この10年間をまとめてみると、災害復旧にはじまり、59年に制定された町民憲章の精神を生かし、さらに東伊豆町総合開発計画に沿い、平成2年目指して明るく住みよい町づくりを推進してきた進展の時代であったと、いうことができるであろう。

第2節 わが町のシンボル

役場庁舎完成

1. 東伊豆庁舎建設

新庁舎建設は合併以後の歴代町長の懸

案事項であった。

昭和34年4月14日稲取町及び城東村合併についての覚書により新庁舎の位置及び建設について新議員（昭和34年5月3日以降の新議員による）が建設計画において協議して定めるとあるが熱川中学校建築を第1重点として実施したため財政上、現役場庁舎を増築することにより安全源確保の時まで庁舎の建設を延期した。

昭和44年12月16日、庁舎建設特別委員会が開催され、庁舎の建設が検討された。検討の経過に広域行政として町の中心としては白田が有力であり、常設消防を2、3町村で設置することや河津町との合併を考え合わせれば稲取がよいなどの意見が出された。また、建設用地または代替地として土地を先行取得することが討議され、了承された。これにより稲取字馬道2968番1に2403㎡、2968番2に264㎡を求め、また同地入り口の土地を交換により取得している。

昭和55年7月4日、東伊豆町役場庁舎建設用地審議会が設置され、公共団体等の代表、学識経験者の委員20名により調査検討された。答申書の写しは下記のとおりである。

昭和56年4月10日

東伊豆町長 竹内國二様

東伊豆町庁舎建設調査審議会
会長 稲葉米吉

庁舎建設用地の答申について

1. 序論

昭和55年10月1日、東伊総第393号で諮問のあった庁舎の位置について、本会議は約半ヶ年に亘り種々調査検討を加え、次の通り結論を得てここに答申する。

2. 総論

- (イ) 昭和34年町村合併最後まで合意に至らなかった案件だけに結論を得るまでは各委員それぞれの立場により活発なる意見の交換があり難行した。
- (ロ) 町村合併後20余年を経過した今日、当時とは社会情勢も著しく変化し、当然町の現況も大きく変貌し、その最大の原因は昭和36年12月の伊豆急行開通と道路公団による東伊豆有料道路の建設があります。
- (ハ) 町村合併の際、役場庁舎の位置は両町の中心が望ましいとあったが、前記状況の変化等により町民の利用度を勘案し、伊豆急の駅に近く、又有料道路よりの交通至便の処が望ましいとの意見で一致した。
- (ニ) 建設用地は旧町村にこだわらず、

全町的な見地により予定地を検討することにした。

- (ホ) 当然のこと乍ら100パーセント条件に合致する土地はなく地価も高騰して居り、地主の承諾も大変であり、答申を受けた町当局も買収に困難を極めることは覚悟すべきで、審議会に於いても用地相互の適否優劣については最も苦心したところである。

3. 用地選定についての考え方

- (イ) 町民の利用し易いところ即ち交通の便を最も重視した。
- (ロ) 用地の広さは3,300平方メートル（約1,000坪）以上買収の見通しの出来るところ
- (ハ) 将来車利用者の増加、常備消防、商工会館等の建設を考慮して6,600平方メートル（約2,000坪）程度、又はそれ以上買収が出来る処を考慮した。
- (ニ) 町財政を考え、地価の価格も選考の対象とした。然しながら(イ)の点をより優先した。
- (ホ) 買収の難易も選定の対象とした。
- (ロ) 買収に年月を要すると思われるところは避けた。
- (ト) 地上物件の補償額、移転の難易等も考慮の対象とした。
- (チ) 町民の庁舎利用の利便、利用頻度又は利用動線も選考の対象とした。（参考）

昭和55年10月1日現在町民住居区分表

大川地区	1161人
北川地区	433人
奈良本・熱川地区	3658人
片瀬地区	1191人
白田地区	1473人
稲取地区	9252人
計	17168人

4. 選考経過の概要

用地は町長よりの諮問の3ヶ所以外、審議会の判断による6ヶ所について調査対象地とした。用地については、地主又は関係者に対し連絡了承せず審議会独断にて審議検討した点につき関係者の寛容を乞う次第である以下選考の経過を略述する。

- (イ) 現庁舎の位置について
敷地が狭く周囲の買収拡張も困難である。
- (ロ) 埋立地
現在県政の重点施策となって居る地震を想定した場合、津波等の心配があり、災害対策本部となる役場庁舎としては、問題点がある。
- (ハ) 稲取字西馬道
敷地の位置が道路よりかなり高くなり敷地と道路との間の土地買収に問題がある。伊豆急駅より徒歩連絡の場合、有料道路を横断する。
- (ニ) 東海自動車稲取営業所附近

適地とは考えられるが、選定地と比較して選定条件に於いてやや劣る。

(ホ) 稲取字出口

敷地買収の難易につき問題があり、選定地に比較してやや劣る。

(ハ) 白田駅海岸寄り

都市計画の区画整理が進行し仮換地が決定した現在買収は困難が予想される。駅の近くではあるが、選定地に比し住民利用頻度の点で劣る。

(ト) 片瀬（旧字外浜田地内）

区画整理済で現在は殆ど土地も売却済であり、今日3,300平方メートル（約1,000坪）以上の買収は困難である。

(チ) 熱川農園（字大久保）内

熱川駅より至近距離で敷地の広さの点では好条件なるも買収の困難性がある。

選定地に比し住民利用頻度が低い。

5. 選定用地について

稲取伊豆急行駅北裏側字上百姓地（2817の1）及び百姓地2809-3附近が妥当と思われるので用地として選定した。選定理由は下記のとおりである。

(イ) 伊豆急稲取駅の近くである。

(ロ) 有料道路との連絡もよい。

(ハ) 敷地の広さが確保出来る。

(ニ) 地価の点で比較的有利あると思われる。

(ホ) 地上物価の保証の点でも有利であると思われる。

その他選定上の参考事項

(1) 駅の路線下の盛土を掘さくし通路とする。

(2) 川の対岸（字出口）を買収し架橋するのも一方法である。

(3) 字上百姓地の用地に接続する住宅地を確保する必要がある場合は、その住宅の移転地として字西馬道を当てる考え方も出来るものと思われる。

(4) 買収予定面積は別紙図面に色別表示してある。

6. 附随意見

本用地が採用決定した場合は旧城東地区に公共施設である公民館、観光会館等の建設を充分要望する。

以上

この答申を受け、昭和56年4月16日、議会全員協議会において協議された。

「伊豆急稲取駅北側の用地を買収して庁舎を建築するには、同駅前の県道から庁舎をつなぐ道路をつくるのに伊豆急線路下にトンネルを掘削する必要があり、その工事費用が少なく見積もっても2億円用地買収費、造成費、庁舎建設費を含めると10数億から20億円に近い予算が必要になると予想されるため建設用地の結論は持ち越されることとなった。

しかし、町民の庁舎利用の利便、利用

頻度等を勘案して人口集中地区を有する稲取を本町中心地区とし、新庁舎を建設すべきという庁舎建設審議会の用地選定についての考え方が示された。

これに引き続いて庁舎建設特別委員会の設置が昭和56年8月1日第5回臨時議会において議案第38号として上程、可決された。合計23回の委員会が開催され、稲取漁港埋立地の利用について具体的な協議、検討がなされていった。

漁港の埋立地の利用については今までの稲取漁港修築事業の目的（漁業施設整備）に反することから、漁業施設整備による受益者である漁業者の代表として稲取漁業共同組合の同意を得ることとなった。

昭和56年9月21日の文書による稲取漁港埋立地利用計画の変更についての協議依頼に稲取漁業共同組合から計画変更の承認がなされ、庁舎の建設計画における用地問題が昭和57年5月21日第13回特別委員会において稲取漁港埋立地に庁舎建設用地が確保できる見通しが確認された。

同年6月設計業者選定のため設計競技が実施され入選1位に実施設計委託が行われた。設計競技の要項は別紙のとおりである。設計競技の結果応募15作品あり、そのうち入選作品は次のとおりである。

第1席 池田建築設計事務所

第2席 企業組合針谷建築設計事務所

第3席 奥野建築設計事務所

鬼窪、平山、前田設計集団

稲葉、太田、土屋、鳥沢設計集団

稲取漁業共同組合総代会により申し入れ事項が検討され覚書が取り交わされた。漁協の要望事項と覚書は次のとおりである。

覚 書（案）

(甲) 賀茂郡東伊豆町
町長 山田大八郎

(乙) 賀茂郡東伊豆町
稲取漁業協同組合
組合長理事 津島成策

甲、乙当事者間において、稲取漁港埋立地の一部に甲が東伊豆庁舎を建設することについて協議の結果、次の条項を確認した。

第1条 甲及び乙は、別紙による乙の要望並びに甲の回答事項を確認し、信義、誠実をもって忠実に履行するものとする。

第2条 甲が建設する東伊豆町庁舎は、別図の位置とし、占用料は甲が負担するものとする。

第3条 この覚書に記載のない事項で必要を生じたときは、甲乙双方協議のうえ処理するものとする。

この覚書は2通作成し、甲、乙記名捺印のうえ各自その1通を所持し後日の証とする。

昭和57年 月 日

(甲) 賀茂郡東伊豆町
町長 山田大八郎

(乙) 賀茂郡東伊豆町
稲取漁業協同組合
組合長理事 津島成策

要 望 事 項
(1) 現在町より借用中の東漁協使用地の無償払下げ。
(2) 漁港整備計画にある新埋立地への水揚荷さばき所並びに事務所を移転し占用料等についても考慮されたい。 ・ 岸壁が小型船の水揚に対し高くて不便なので水揚がやりやすいようにしてもらいたい。(57-9-4)
(3) 庁舎建設施設内に一部漁協施設を建設する ・ 内部改造するについての整備費用については、その時点で充分なるご援助をお願いします。(57-9-4)
(4) 荷さばき所移転後の道路事情により、交通の危険度が増加し水揚荷さばき等の作業に支障をきたす恐れがあり一般通行等にも支障が考慮されるので庁舎裏側の通行路を自動車の使用が出来るよう整備されたい。・ 庁舎玄関方向をメイン道路として整備してほしい(57-9-4)
(5) 移転後の旧漁協事務所、荷さばき所は、漁具倉庫、漁民利用施設として使用出来るよう整備されたい。
(6) 新庁舎を含む一連の施設の汚水処理については、現在漁協が提唱している基準値にそそう処理する事。
(7) 新沿構の計画の中にある漁民運動用地としての伊豆急駅前の用地(百姓地)を適当価格で買上げていただきたい。 ・ 附近の民有地を含めた考の中で、運動場的発想も考慮に入れていただきたい。(57-9-4)

回 答 事 項
<ul style="list-style-type: none"> 第3種県営漁港の施設用地であり、県の要望として同土地を県に譲渡されるよう、町に申し出がある。現在県と協議中であるが、第1線用地以外の土地(355-9、371-2及び398-1)は将来県に第1線用地を譲渡することとなったときの町議会の議決を得た後に漁協へ漁業施設用地として無償譲渡することとし、それまでの間占用料については免除する。
<ul style="list-style-type: none"> 新埋立地への水揚げ荷さばき所の移転については、新沿岸漁業構造改善事業の一環として実施するよう県に要望し、その実現について努力する。占用料については将来とも漁協の専用施設であるので漁協において考慮されたい。 県営漁港であるため、漁協と協力して改良方を要望して行きたい。
<ul style="list-style-type: none"> 別図の位置に県単事業により水産倉庫を整備する。 県の了解を得ることを第1とし、(8)により了解願いたい。
<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の建設計画に含まれているので要望に添って整備する。
<ul style="list-style-type: none"> 上記2及び3の事業と関連するので必要になった時期において、協議、検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 要望に添って整備する。
<ul style="list-style-type: none"> 現在のところ町財政事情からして困難であります。 周辺は民有地であるのでこれらが開発される時点において検討することになるものと思われます。

(8) 上記各項の要望了承の上、組合の事業達成と組合の再建策に協力を約してほしい。
(9) 前回の回答書にも記載いたしました新沿岸漁業構造改善事業に基づく各種施設について、実施を推進していただき国庫、県費の補助金の確保と、その補助残の自己負担分を貴町で面倒をみていただきたい。(用地含)
(10) 埋立地利用計画変更に伴って発生すると予想される漁業後退というイメージを打破するための施策を考慮に入れると共に、漁港、漁港施設に対するその補助事業の絶対的確保を約束し、充分なる対策を進めていただきたい。
(11) 利用計画変更に伴って、その後発生する漁業関連事業にに対し、全面的に協力していただきたい。
(12) 旧石油屋(現小林)の野外タンク及び地下タンクが、現在漁船以外の使用油の貯蔵に使われており、漁港施設内の施設として不自然なので善処されたい。
(13) この利用計画変更に対する同意は当組合の総代会の承認を必要とするので念のため申し添えます。
(14) 今後の組合運営に全面的御協力をお願いします。
(15) 庁舎建設の一階部分については漁民センターの名称を使い他の機関の事務所は入れないでほしい。(57-9-4)
(16) 職員の車を含めて駐車場を完備し、その管理を充分にしていきたい。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、町財政事情等を勘案のうえ善処する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種施設整備について貴組合とも協議のうえ、事業実施を推進するとともに、国県補助残事業費は、町において負担するよう検討中である。但し、総事業費240,000千円補助率70%を基準としている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲取漁港及び町営漁港施設整備については、今迄同様補助事業等の確保に努め、充分なる対策を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業振興事業の推進にあたっては、今後とも協力していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協とも協議しながら、施設、設置者と協議し、善処したい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 何卒、事情ご賢察のうえ、御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前記8により了承されたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁民センターとしての機能を確保し乍ら利用計画については、県の指導を得て両者協議のもとに効率的に考えて行きたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の漁港整備計画にある駐車場を整備する計画である。
(18) 庁舎海側の道路の駐車について特段の配慮をお願いする。
(17) 駐車禁止
(19) 共同便所
(20) 海洋汚染
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上の駐車については関係機関（土木事務所、警察等）と競技し、整理の方法を考えて行きたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎建設に直接関係するものでなく、庁舎建設特別委員会の審議事項庁舎建設に対する覚書をもって処理すべきものではないと考えられますが、重要な事項でありますので別途改めて協議することゝしたい。

実施設計委託と共に、町長、助役、議員職員など18名による庁舎建設プロジェクト会議が発足し、庁舎のレイアウト等について検討が重ねられた。



昭和57、58両年の継続事業で総工費11億3千5百万円をかけ庁舎を建設することとなった。本体工事の入札は昭和57年12月20日に行われる予定であったが談合のうわさが流れたことにより、入札は延期となった。



翌年1月10日誓約書等を取ることでより入札を実施、熊谷組が本体工事を落札するに至った。これにより昭和57年度着工昭和58年内完成の運びとなった。

役場庁舎その他

新庁舎の完成は昭和58年12月15日、株式会社熊谷組より完成届が提出、翌16日池田設計事務所による竣工検査、17日より5日間、手直し工事及び各種検査、平行して19日より備品搬入を4日間12月22日引き渡し、12月28、29日の両日に引越しが行われた。

翌年1月4日、竣工修ばつ式、定礎式庁舎横ブロンズ像除幕式、タイムカプセル納めなどが行われた。



1月10日、庁舎の落成と町民憲章の制定記念式典が新庁舎1階大会議室にて行われ、内外から430名が出席して新庁舎の落成を祝った。



新庁舎の特徴として最新のPC工法を

採用することにより柱をフロアからなくすことにより、内部利用に自由性を持たせ無駄を少なくしている。工事概要については次のとおりである。

工 事 概 要

1. 所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町 稲取3354番地
2. 敷地面積 3,019.70平方メートル
3. 建築面積 1,858.12平方メートル
4. 建築延面積 5,270.75平方メートル
5. 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り4階建 一部鉄筋コンクリート造り
6. 内 容
 - 1 階 大会議室、研修室(1)、研修室(2)、実習実験室、保険相談室、和室、会議室(1)、会議室(2)、倉庫 機械室、トイレ、エレベーター、書画展示ケース (漁民センター)
 - 2 階 玄関、ロビー、会計室、税務課、住民課、保健課、教育長室、教育委員会事務局、相談室(1)、相談室(2)、宿直室、印刷室、書庫、ロッカー室、湯沸室、トイレ、機械室
 - 3 階 町長室、助役室、応接室、総務課、選挙管理委員会事務局、企画財政課、観光商工課、建

設課、農林水産課、農業委員会事務局、水道課、電話交換室、タイプ室、印刷室、厚生室、ロッカー室書庫、トイレ、湯沸室、機械室

- 4 階 議場、正副議長室、議員控室、大会議室(議会全員協議会室・災害対策本部室)、中会議室、委員会室(1)、委員会室(2)、委員会室(3)、議会事務局、監査室、電子計算室、無線室、図書室、資料室、トイレ、湯沸室、機械室
- PH1階 電気室、発電室、機械室、倉庫
- 2階 エレベーター機械室、通信機械室
7. 工 期 昭和58年1月20日
～昭和58年12月15日
8. 事 業 費 1,0684,384千円

建築本体工事費	770,795千円
空調設備工事費	112,459千円
電気設備工事費	111,030千円
合併処理設備工事費	37,300千円
給排水衛生設備工事費	36,800千円
9. 設 計 管 理 静岡県三島市徳倉4丁目36番5号
株式会社 池田建築設計事務所
10. 施 工

- | | | |
|-----------|-------------------|--------------------------|
| 建築本体工事 | 名古屋市中西区西日置1丁目1番5号 | 株式会社 熊谷組 名古屋支店 |
| 空調設備工事 | 沼津市岡一色字三竹道18番2 | 菱和設備株式会社 沼津支店 |
| 電気設備工事 | 東伊豆町稲取232番地の1 | 田村・鈴木・後藤建設協同企業体 合併処理設備工事 |
| | 沼津市宮前町10番地の4 | 株式会社 トーブ |
| 給排水衛生設備工事 | 東伊豆町奈良本843番地の1 | 東伊豆町管工事協同企業体 |

2. 東伊豆町発足20周年記念式典

20周年記念式典は昭和54年5月17日に東伊豆町立稲取小学校体育館にて内外関係者214名を招き開催された。

開会の辞・式辞の後、記念表彰が行われ次の各氏が表彰された。

(敬称略)

自治功労

- | | |
|-----------|------------|
| 木村武志 | 奈良本992の2の2 |
| 稲葉米吉 | 奈良本980 |
| 大森彦資 | 稲取1497の1 |
| 川口金次郎 | 稲取2933 |
| 小林秀彦 | 稲取1535の5 |
| 農業行政(21年) | |
| 鈴木新太郎 | 稲取653の3 |

- | | |
|---------|----------|
| 木田伊一 | 片瀬193 |
| 献血20回以上 | |
| 鬼窪与志治 | 奈良本705の2 |
| 太田俊彦 | 稲取1760 |

3. 「町の木」「町の花」の制定

昭和47年度の花と緑につつまれた明るくすみよい郷土づくりの一環として、東伊豆町を象徴する町の花および町の木を募集し、昭和48年3月1日町の花としてさつきがまた木として早咲きさくらが制定された。



(早咲きさくら)

制定理由として、さつきは温暖な気候に適した美しい花を咲かせ、だれにも好まれている。早咲きさくらはわが町に数多くあり、暖かな気候のもとに早くから咲き、美しい自然と調和して観光地を象徴するにふさわしい花であるとした。

昭和58年、県によるアンケート調査などにより「町の木」「町の花」が住民にあまり知られていないことから、昭和58年12月10日に議会代表、観光関係代表、商工関係代表、婦人団体代表、県緑化担当

により再検討された。その結果、新庁舎落成を期に「町の木」「町の花」があらたに昭和59年1月10日制定された。



「町の花」はいそぶきとなり、「町の木」は早咲きざくらとなった。いそぶきはキク科では学名はつわぶき、海岸や海岸付近の山などに生え花も葉も美しく庭などにも栽培される。

4. 町民憲章

新庁舎の落成を年末に控えた昭和58年9月22日町民憲章の募集が行われた。回覧により募集がなされ、町在住の20歳以上の者が応募資格であった。応募件数は45件あり、町民憲章制定委員により選定作業が行われた。町民憲章選定委員には議会、区長会、婦人会、産業団体等の代表が委嘱された。町民憲章の選定において全文採用はなく、1項目ごとの採用となった。採用者は次のとおりである。

(敬称略)

稲取町2480-1 八代善行
究泳会

町民憲章の発表は昭和59年1月10日の東伊豆庁舎落成記念式と同時に行われた。



町民憲章

5. 岡谷市との姉妹都市提携の締結式



岡谷市と東伊豆町との姉妹都市提携は昭和60年3月2日、東伊豆町役場でおこなわれた。両首長が締結宣言書に署名し、末長い友好親善を誓い合った。式典には両市町関係者約200人が出席した。両首長へ花束が送られ、締結式がはじまり、締結宣言書が発表、署名されるとともに、市旗、町旗の交換などがおこなわれた。



町制施行25周年を迎え、新たな躍進を目指し、姉妹都市計画が立案され、11の市町が縁組先の対象として検討された。検討条件として次の事項が留意された。



- 1、交通の便がよい
- 2、当町に利益をもたらす
- 3、地場産業の振興が活発
- 4、ことな環境下での教育の可能性（林間、臨海学級等）
- 5、相手がたと対等な縁組ができること

これら諸条件により東伊豆町が姉妹都市の提携相手として望むものに、最もふさわしい岡谷市が決定された。

当町からの縁組申し入れに昭和60年1



月23日、岡谷市の林市長が公式訪問され、「東伊豆町の申し入れを、正式にお受けいたします。」との回答を受けた。

岡谷市は長野県のほぼ中央に位置し、諏訪湖の西岸に面する人口6万1千人の都市である。絹織物の生産から精密機械工業、先端技術産業へと時代をリードし、工業都市として大きく発展してきた。



完備された道路網、公共施設、諏訪湖の環境保全、産業振興など当町の良い手本となる都市である。

第3節 東伊豆町総合開発計画「基本構想」可決される。

1. 東伊豆町総合開発計画

本町は、昭和49年12月に東伊豆町基本構想を策定し、「自然と人間の結びあう豊かな町」を作ることを将来の目標とした。しかし、高度成長から低成長の経済へ移りゆくなか、集中豪雨（昭和51年1月）や伊豆大島近海地震（昭和53年1月）という不慮の災害にみまわれ、崩壊対策事業や国道135線の迂回路建設をはじめ治山・治水事業をおこなうことを余儀なくされた。このような状況のなか、稲取漁港整備、熱川海岸の集砂突堤事業等の産業関連の事業も積極的に進められてきた。一方では町独自の主要事業として都市下水路、ゴミ処理施設・片瀬土地区画整理事業等の実施、上水道の整備、学校施設整備・幼稚園の2年制保育などの住生活環境の整備が逐次実施されてきた。

この間の日本の経済環境等の変転により新たな視点から地方を見直し、新しい生活圏を確保しようと、第3次全国総合開発計画（昭和52年11月）を国が策定したのをはじめ、「生活を優先する福祉県政」を基本目標とする静岡県総合計画（昭和52年2月）や南伊豆広域市町村圏

計画（昭和55年3月）が策定されるに至った。

本町ではこれまで昭和49年12月に策定した東伊豆町基本構想に基づいて諸施策を推進してきたところであるが、社会環境、経済環境の激変により、従前の構想の修正と補強が必要となった。関連計画と整合性をもち、まちづくりの目標、計画性、行政の総合性、町政に対する共通理解、住民参加の道をひらくものとして東伊豆町総合開発計画（基本構想・基本計画）が策定された。「豊かな自然と人間の出会いを創造するまち」に集約されるこの総合計画も第4次全国総合開発計画、静岡県新総合計画が策定され、今後、21世紀に向けて、国際化や情報化が進展し、科学技術も急速に進歩するとともに、本格的な高齢化時代の到来が予測されるなど、社会経済環境が大きく変化して行くことが見込まれるため、東伊豆町総合開発計画も近い将来、見直しもあると思われる。

策定された東伊豆総合開発計画のうち基本構想をここにあげてみる。

基本構想

この基本構想は、地方自治法第2条第5項の規定により、昭和56年9月29日議会の議決を得たものである。

第1章 基本構想の意義と役割

第1節 基本構想策定の背景と意義

東海道メガロポリスから南方へ突き出た、伊豆半島の東海岸に位置する東伊豆町は、北西に天城連山の最高峰万二郎・万三郎を頂き、東南は伊豆大島を指呼の間に臨みながら相模灘に面し、その山裾に丘陵地帯を配して、おだやかな山並みと白波洗う美しい海岸線を形成している。

休みなく噴煙をあげて力強く湧き出づるがの源泉に象徴されるように、観光地としての令名が高く、柑きつ類と沿岸漁業に代表される農業・漁業も活発に行われ、平和な地方都市として発展してきた本町も昭和34年5月の、稲取町と城東村の合併以来22年の歳月を経た。

かえりみれば、本町をとりまく社会・経済環境も大きく変貌を遂げた。伊豆急行の開通（昭和36年）をはじめ、伊豆スカイライン（昭和37年）や東伊豆有料道路（昭和42年）の開通は、伊豆半島東部の地域構造に大きな変革をもたらした。

他方、高度成長から低成長の経済へ移りゆく中で、伊豆半島沖地震（昭和49年5月）や集中豪雨（昭和51年7月）、伊豆大島近海地震（昭和53年1月）という、たび重なる不慮の災害に見舞われながら、本町はこれにもめげず、復旧の槌音高く

あすの発展をめざして、一步一步着実に歩をすすめてきた。

この間の日本経済は、石油危機という未曾有の衝撃を直接の契機として、それまでの高度成長路線からの変容を迫られながらも豊かな適応力を示し、新しい安定成長軌道への足がかりをつかむところまで達した。

しかしながら、高度成長政策によってもたらされた生活環境の悪化や過密・過疎の進行、人間性阻害等の現象は、低成長経済下の今日においても、引きつづき解決されなければならない課題として残されている。

ここに至り、新たな視点から地方を見直し、新しい生活圏を確保しようと、第三次全国総合開発計画（昭和52年11月）を国が策定したのをはじめ、「生活を優先する福祉県政」を基本目標とする静岡県総合計画（昭和52年2月）や南伊豆広域市町村圏計画（昭和55年3月）でも、地域格差を是正し、全体の均衡ある発展をめざす方向を掲げてきている。

本町では、これまで昭和49年12月に策定した「東伊豆町総合基本構想」に基づいて諸施策を推進してきたところである。しかし先述のように本町をとりまく社会経済環境は、わずかの間に大きな変動に見舞われた結果、従前の構想の修正と補強を余儀なくされるようになった。

そこで今回、改めてその評価と反省の

うえにたち、関連計画との整合性をすすめてまた町民意識に照らして機敏な対応を行い、より一層の本町の発展を計るため町民の総意をもとに新たな町づくりへ向けて本構想を策定するものである。

幸い本町は、海、山、川に賦存する資源がことのほか豊かであり、湯量豊富な六つの温泉地を有し、詩情豊かな自然環境にも恵まれている。

ここに、この立地上の特性を存分に活かして総合的で実のある「まちづくり」をすすめるようとするものである。

わが郷土を築いた人々の独立自尊の精神と偉大な功績をながく後世に継承するとともに、より豊かで、うるおいのある、心の通い合う文化のかおり高い町を創造することは、ひとしくわれわれ町民に課せられた責務でもある。

第2節 基本構想の性格と役割

1. この基本構想は昭和65年を展望して本町がめざす理想の将来像を描きこれを実現するために必要な施策の大綱を定めるものである。

また、この構想は住民参加によって策定され地方自治の理念に基づいて定められたものであり、総合的かつ計画的な本町経営の根幹的な諸計画の基礎を与えるものである。したがって、これに引き続いて策定する基本計画や実

施計画、その他の施策はすべてこの基本構想に基づいて策定し実施するものである。

2. また、この基本構想を実現するためには、町民ならびに各種団体の英知と総力を結集する必要がある、地域住民のまちづくりに対する意向を十分に汲んで、まちの将来像を設定し行政の果たすべき役割を定める必要がある。その意味からもこれは町民ならびに各界各層の活動の指針となるものである。
3. さらにこの基本構想は、国や県が地域計画を策定し、事業を行うにあたって尊重すべき指針としての性格もあわせもっている。

★以上の趣旨から、本基本構想は次のような役割をもつものである。

1. 町づくりおよび町政に目標を与える
変容する地域社会のもとで、長期にわたる本町のまちづくりの方向を定め、将来都市像を確立し、町行政に明確な目標を与える。
2. 町づくりに計画性を与える。
町づくりには長期の歳月と多額の費用を要するが、これがより効果的に町民の福祉向上に寄与するように長期適展望をもって計画的に事業を実施することを可能にする。
3. 町行政に総合性を与える。

次々に発生する地域の行政需要に対して、行政の各部門がそのつど個別に対処するのでは、町行政の総力を発揮することはむずかしい。したがって、町政全体に一定の統一目標を与えると同時に、各行政部門間に相互の協力関係と強調性を与えるものである。

4. 町民に共通理解の場をつくる。

町づくりには、利害の異なる町民が協力し合う必要がある。そのためには、町政に対する信頼と町民同士の共通した理解が確保されなければならない。本基本構想は、町政の目標と施策の指針を明らかにして、この理解を確保しようとするものである。

5. 住民参加の道を開く。

町政の基本的指針であり、町づくりの基本的方向を示す本基本構想が町民すべてに提示されることによって、行政に対する理解が深まるとともに、町政への住民参加の様々な道が開かれる。

第2章 まちづくりの目標

第1節 東伊豆町の将来像

東伊豆町の将来像を「豊かな自然と人間の出会いを創造するまち」とし、次のような内容をもって構成する。

1. 海と山と温泉にはぐくまれた個性豊

かな郷土づくり

美しい自然景観と豊富な温泉資源を活かし、本町全体が熱海、伊東、下田とは異なる独自の観光地になることをめざすとともに本町を構成する大川、北川、熱川、片瀬、白田、稲取の各地区が個性豊かな郷土として各々の特徴を発揮するようにする。

2. 暖かい人間関係から生まれる心のかよい合うまちづくり

都市化が進につれて地域の人びとの生活も多様化し、昔からの良い風習を失いつつある。また本町が観光地であることから人びとの出入りが激しい。地域住民相互の交流を促進し、より一層積極的に人びとが助け合い、暖かい人間関係を形成するとともに、心のかよい合う地域社会をつくる。

3. 観光地における農業・漁業・商工業・サービス業等を伸ばした地域複合産業づくり

地域内の経済・産業の循環をたかめ、観光を中心に農業・漁業・商工業・サービス業等が協力して、新しい地域複合産業をつくり出す。すなわち、できるだけ地元の農産物・海産物の利用率、加工度をたかめ地域内の流通、消費を積極的に推進するとともに、本町観光の魅力や特色が生まれるよう産業間の連携を図る。

4. だれもが参加するスポーツ・文化の

まちづくり

町に住むだれもがスポーツ・文化活動に参加できるようにするとともに、来訪者にも参加の機会を提供し、本町のまちづくりの一つの柱とする。とくに各地区にスポーツ公園や地区文化センターを設置し、農・漁業後継者やサービス産業の従事者に、また婦人や老人にも身近でスポーツ・文化活動ができるようにする。

5. 人びとが安心して生活できる防災体制の充実したまちづくり

過去のたび重なる災害の経験を生かし、本町の住民も観光客等の来訪者も安心して生活できる、防災体制の充実したまちづくりを推進する。

第2節 土地利用構想

1) 土地利用構想の基本方針

丘陵が海岸線にまでせまる本町は、平坦地に乏しく自然景観に恵まれながらも、土地条件としては多くの制約がある。この限りある土地資源を効率的に活用し、コンパクトで個性ある、東伊豆町空間を創り、将来都市像「豊かな自然と人間の出会いを創造するまち」を実現するため、土地利用構想の基本方針を次のように定める。

(1) まちの骨格形成をはかる。

合理的な土地利用をすすめるため、

道路網の体系的整備とあわせ、中心地区の形成、サブセンターの形成など各種機能配置を計画的にすすめ、まちの一体性を確保するとともに、土地利用の原則性を確立し、東伊豆町の骨格を形成する。

(2) 緑の枠組を確保する。

コンパクトな市街地をとり囲む緑の山々・群青の海・すぐれた景観また町内に点在する歴史的文化遺産など、これら東伊豆町の資源を充分に活用し個性ある空間を形成する。

そのために、斜面緑地・河川緑地・公園・レクリエーション拠点・農用地・緑道などを一体化した緑の枠組を確保し、本町のシンボルとする。

(3) 快適な居住空間の確保につとめる。

東伊豆町の特性である観光レクリエーション都市機能を高めると同時に本町を訪れる人びとも住みたくなるような、安全で快適なゆとりある居住環境を形成するため、地区の実情に応じた生活環境施設整備をすすめる。

さらに、将来の市街地形態に対応した先行的基盤整備をすすめ、コンパクトで整然とした居住環境の確保につとめる。

また、自然環境を保全し、防災体制の充実強化によって、人びとが安心して生活・徘徊のできるまちづ

くりを推進する。

2) 土地利用構想の展開

土地利用構想の基本方針に基づいて、まとまりのある東伊豆空間を形成するため、地区毎の土地利用構想を次のように定める。

(1) 市街地地区★〔稲取地区〕

本町の中核機能を担う地区とする。したがって行政センター（防災・保健センターの機能も含む）の建設・整備、稲取駅前広場・商店街の再生整備などを促進し、秩序ある機能的な市街地の形成をはかっていく。

既成住宅地については、良好な住宅地区として整備していく。

一方、大島航路をもつ稲取港とみかん畑を背景に、活気ある娯楽型温泉観光レクリエーション拠点として、また、周辺部も含め豊富な歴史的文化遗产を生かした歴史探訪型レクリエーション地として位置づける。

★〔片瀬・白田地区〕

片瀬地区ではすでに区画整理事業が完了し、白田地区でも実施中と本町の中では計画的に市街化がすすめられている。

この新市街地に、文化活動を推進するための各種施設を整備し、熱川・奈良本地区とともに、社会・文化活動の中心地区としての役割をもたせる。

また水と緑に恵まれた住宅地として、さらに、テニス・ハイキング。魚つりなど、スポーツ型温泉観光レクリエーション拠点として各種整備をすすめる。

★〔熱川・奈良本地区〕

熱川地区は本町の温泉の発祥地であり、古くからの温泉地としての集積を生かし、みかん狩り・磯釣り・海水浴の基地として海と山双方の観光が楽しめる娯楽型温泉観光レクリエーション拠点として位置づける。

奈良本地区は、社会・文化活動の中心地区としての性格が見られるが、さらに文化活動の拠点となる各種施設を整備し本町のサブセンター的役割をもたせる。

近年人口増加傾向にあり、生活環境整備を最大の目標として新規開発地に対しては、自然環境に恵まれた良好な住宅地として、開発、整備をしていく。

★〔大川・北川地区〕

一般住宅と中・小旅館が混在した本地区を、静かで素朴な家族向き保養型温泉観光レクリエーション拠点として位置づける。そのためには、住宅と旅館などの融和に十分留意した環境整備をすすめるとともに、花卉のハウス・みかん園などの観光農園、定置網による朝市の開催など、

自然との調和をはかりながら地区の特性を生かした開発、整備をすすめる

(2) 野外スポーツ・レクリエーション拠点

野外スポーツ・レクリエーション拠点を将来都市像にある「豊かな自然と人間の出会い」の場として、住民と観光客が共に楽しめる日常的スポーツ・レクリエーションの場として位置づける。沿岸部の温泉観光レクリエーション拠点から天城連山一帯への林間ハイキングコースを設け、これらを軸に町営自然公園・ゴルフ場・グラウンド・観光農園（みかん狩り・山菜狩り・わさび田など）・遺跡公園（縄文・弥生時代の集中遺跡）・ピクニックランドなど、それぞれ特色をもった野外でのスポーツを中心とするレクリエーション拠点を配置し、本町の自然環境を生かした林間レクリエーションゾーンとする。レクリエーション施設整備については、自然環境の保全の立場から建築物などは最小限のものとし、周辺環境を損なうことのないように充分配慮する。

(3) 別荘地

未整備のまま開発のすすんだ別荘地については、生活基盤整備を早急に実施し、周辺の緑と調和した良好

な別荘地環境づくりに努めるよう、指導していく。

また、市街地部に比較的近い別荘地で整備途中で放置されているものについては、基盤整備を実施した上で一般住宅地としての利用や大規模スポーツ・レクリエーション地としての利用などを検討する。

(4) 農用地

農用地については、将来の営農に対応した農業基盤整備を推進するとともに、農村集落整備・生活環境施設整備を行ない、農村生活の利便性を高め、市街地との一体化をすすめる。

(5) 山林

山林は、海洋とともに本町景観の骨格となるものである。水源涵養林として、さらに自然災害を未然に防止する点から、保全・整備していく。一方、開発適地については、地域資源を生かした林間スポーツ・レクリエーションなどを検討する。

(6) 港湾

都市機能の増大に伴い、従来の漁港としての単一の機能から多様な機能を求められている。稲取港では、すでに大島への定期航路も就航しているが、今後、長期的視野に立ち、後背地も含め保全・開発区域を明確にした港湾の総合的整備をすすめる。

とくに開発区域においては、港湾機能・漁業機能の整備・拡充をはかるとともに、港湾修景整備を行い景観の向上をめざしていく。

(7) 海洋利用

沿岸漁業生産物に対する需要増に応じた漁業の生産拡大をはかるために養殖漁場の開発・漁礁の設置・環境改善などによる漁場の整備をすすめるとともに、水質汚濁防止の強化につとめる。さらに交通網を陸路に頼っており、とくに自動車交通が海岸沿いの東伊豆有料道路（国道135号線）の1本に集中する現状から、また、防災の面からも、新しい航路

を検討していく。

第3節 構想のフレーム

1) 目標年次

本基本構想は、目標年次を昭和65年とする。

2) 将来人口

総人口は、昭和53年1月のピークを境に、漸次低下傾向にあるが、今後は、観光産業の発展、土地区画整理や宅地分譲による社会増を見込む。

したがって目標年次における計画人口を次のように設定する。

昭和55年		昭和60年		昭和65年	
17,029 [^]	— %	17,200 [^]	1.01%	17,500 [^]	1.7%

（昭和55年は10月1日現在）%：増加率

3) 年齢階層別人口

幼年人口の減少とともに若年生産年齢人口（15歳～19歳）の流出傾向は今後とも一貫して続く反面、中年生産

年齢人口は転入による増加が見込まれる。老年人口は平均寿命の伸びとともに増加していくが、全体として、高齢化へ移行していく傾向となる。

区分	昭和55年		昭和60年		昭和65年	
年少人口（0～14歳）	3,974 [^]	23.3%	3,600 [^]	20.7%	3,000 [^]	17.1%
生産人口（15～64歳）	11,298	66.3	11,600	67.4	12,200	69.7
老年人口（65歳～）	1,757	10.3	2,000	11.6	2,300	13.1
総数	17,029	100.0	17,200	100.0	17,500	100.0

（昭和55年は10月1日現在）%：構成比

4) 就業構造

サービス業を中心とする3次産業は引き続き増加が見込まれるが、サービス業の女子人口については高齢化の傾

向が続こう。2次産業の横い状況と、1次産業の微減が続いていくものと想定される。

区分	昭和55年		昭和60年		昭和65年	
1 次 産 業	1,231 [^]	14.2 [*]	1,160 [^]	13.2 [*]	1,000 [^]	11.1 [*]
2 次 産 業	1,261	14.6	1,280	14.6	1,300	14.4
3 次 産 業	6,153	71.2	6,350	72.3	6,800	75.6
総 数	8,645	100.0	8,790	100.0	9,100	100.0
就 業 率	50.8%		51.1%		52.0%	

(昭和55年は10月1日現在) % : 構成比

第3章 施策の大綱

第1節 地域基盤の整備

将来都市像「豊かな自然と人間の出会いを創造するまち」を実現し、すべての住民が安全で快適な社会生活を営むことのできる魅力ある東伊豆町空間を創造するために、地域基盤の整備を効率的にすすめる。

整備にあたっては、本町の恵まれた自然・歴史的文化遺産などを活用しながら、まちの骨格形成・生活環境施設の整備を計画的にすすめる。

1) 自然環境の保全・整備

東伊豆町の景観形成の主要な要素と

もなっている自然環境は、農業・漁業・観光にとっても貴重な資源であり、土地利用構想に示された土地利用区分に従い計画的な保全・整備をすすめる必要がある。

- (1) 別荘値などの無秩序な開発は、自然環境の破壊や災害、農・漁業などへの悪影響を引き起こす可能性を有している。そのため、土地利用区分に従い、開発・整備を計画的にすすめるとともに、開発に対する規制・指導などを強化することにより美しい景観に恵まれた自然環境を保持する。
- (2) 本町の有する自然的・人文的資源を有効に利用するため、緑地・海洋・河川・史跡・レクリエーション拠点の歩行者路によるネットワーク化

をすすめる。さらに、屋敷林・生けがきの活用、海洋・河川・農業用水路の清浄化によって自然の中の潤いあるまちなみを確保する。

また果樹園・花卉・イチゴのハウス、わさび田などは、重要な観光資源として保全・整備する。

- (3) 自然環境の保全・整備は、東伊豆町将来都市像実現の要をなすものである。住民の日常生活での自然に対する愛着・認識が極めて重要であり全住民が一つになって自らで自らの環境づくりに取り組まなければならない。

そのために、全町的な緑化推進運動、町内美化運動、緑、草花を大切にする運動、河川・海の清浄化運動の展開をコミュニティ活動の一環として、行政と住民の協力のもと積極的にすすめる。

2) 市街地整備

恵まれた自然の中で観光レクリエーション都市・住宅都市の両立をはかり住民と来訪者にとって共に、安全で快適な日常生活・レクリエーション活動が営まれるよう、市街地整備を推進する。

- (1) 住宅都市として居住環境の整った市街地の形成を積極的にすすめる。とくに、旧来の農漁村・温泉まちの

形態にある市街地内の骨格形成の最重点施策として、新庁舎の建設、社会文化活動の中心として文化センターの建設さらに駅前広場・商店街整備などの総合的開発事業を推進し、本町の拠点づくりにつとめる。既成市街地においては、区画整理事業の導入、細街路、地区内に点在する空地・緑地の活用・整備をすすめ快適な住区を形成する。

新規開発地に対しては、自然環境の保全防災機能の強化を含め計画的なまちづくりの観点から先行的な開発環境基準を設け、開発指導を行ない、自然と調和し利便性・快適性の確保された住宅地づくりをめざす。

- (2) 6ヶ所の温泉を中心とする観光レクリエーション拠点については、地区特性を生かし、それぞれ娯楽型レクリエーション地・保養型レクリエーション地・スポーツ型レクリエーション地・歴史探訪型レクリエーション地としての整備をはかり、それらと一体になった個性ある旅館街・民宿地の形成をめざす。また、安全で快適な温泉観光地として、防災体制の確立・下水道を始めとする基盤整備・歩行者空間の確保などをすすめ、周囲の自然環境と調和した、観光客と住民が共に楽しめるレクリエーション地とする。

(3) 中心核の形成強化とともに、計画的で秩序のある市街地整備をすすめるため、地域地区（用途地域など）の指定・建築活動の適正誘導を行なう。さらに、景観地でのキメ細かい整備とまちなみの美化・緑化をはかり、市街地環境の向上とまちのイメージアップを推進する。

3) 生活環境施設整備

住民ひとりひとりの安全・保健・利便快適性を確保し、住みよい東伊豆町を建設するため、長期的・計画的な生活環境施設整備を推進する。

(1) 地形的条件から町外との連絡が限定されている本町にとっては、周辺市町村との連携をさらに強め本町の活力を高めるために、道路・バス・鉄道・航路などの道路交通網の整備は本町の発展に重要な要素となる。道路整備については、交通渋滞の解消・通過交通の排除をはかるため、国・県道の整備促進の要請とともに、都市計画街路の指定とその整備をすすめる一方、幹線道路としての町道の順次整備によって各地区間の流動性、まちとしての一体性を確保する。また沿道緑化の推進、中心部での駐車場整備をすすめるなど道路環境の向上につとめる。

(2) 公園については、町営自然公園を

中心としたスポーツ公園の整備のほか、児童公園（遊園）・地区公園などを各地区ごとに住民生活の実態に則して配置していく。さらに、各公共施設やレクリエーション拠点を結ぶ緑道の整備、災害防止上からも山林・緑地の保全・整備につとめるとともに、市街地内緑地も含め修景整備を行ない、すぐれた地区環境を創る。

(3) 生活水準の向上や分譲地開発による水需要の拡大傾向に対処するため広域水道体制による水源の確保、上水道施設整備による水の安定供給につとめる。また、下水道については、公共下水道整備をめざすが、当面はコミュニティプラントの建設・市街地区内側溝の整備を早急に行ない、海洋・河川・排水路等の改修を促進し、水質汚濁防止につとめる。

第2節 町民生活の向上

1) 社会福祉の充実

次代をになう子どもの健全な育成と、郷土の繁栄を築いた老人が、不安のない生きがいに満ちた生活をおくることができ、心身に障害をもつ町民や経済的に恵まれず、社会にとり残されがちな人びとに対しては、町民の間での相互扶助を発展させるとともに、手厚い自立援護と施

設の拡充整備をはかり、すべての町民が生きる喜びを満喫できる、福祉社会の実現をめざす。

この推進にむけて、町民の自主的なボランティア活動との協力体制をすすめる、多様な福祉のニーズに対応する福祉施策全体の体系化をはかり地域福祉をすすめる。

とくに、本町の礎の一つである観光立町にともなう、カギツ子や要保護世帯の増加など、福祉面におけるひずみについては関係機関や団体との協力をすすめる、その解消につとめる。

なお、保育園については、検討をすすめる。

2) 教育・文化・スポーツの向上

生活水準や教育水準の向上・余暇利用の増大・文化への関心の高まりにともない、町民の教育・学習の機会への要求はますます高度化、多様化がすすみ、文化、スポーツ面でも、需要や活動が活発になっている。

加えて、町民の自治意識の高まりとともに、他市町村とお互いに観光をすすめる、文化を交流し親善と友好を深めるなかで、お互いの持てる資源を交換しようとする気運が盛り上がってきた。

(1) これらの要望にこたえ、新しいまちづくりの方向に見合った、都市縁組み運動を展開し、町民相互の協力

意識を高めるとともに、教育施設の配置や快適な教育環境の確保をはかり、青少年の健全育成と未来を開く、創造力豊かな人間育成をめざす。また町民の連帯感を確かめあえるよう生涯教育を前提にその核となる中央公民館の整備を促進する。さらに町営グラウンドの整備とあわせ、だれでも参加できる体力づくりを推進する。

(2) 本町は、数多くの史跡・旧跡があり貴重な文化財も多い。これらの遺産や伝統を引き継ぎ、町民の共有財産として次の世代に継承するために、啓蒙活動や文化財の発掘保存を行なうとともに、新たな地域文化の創造ができるよう施設の整備や文化活動の援助など、文化的環境を醸成する。

3) 保健・医療・安全

(1) 健康は単に肉体的なものにとどまらず精神的なものにもおよび、健康であることの幸せは、その個人から家族や職場、地域へと大きな広がりをもつものである。しかし保健・医療などの面で、本町の住民の健康を守る環境は、必ずしも十分ではない。

すべての町民が、健康で明るい生活をおくるためには、疾病の早期発見・早期治療の体系化をすすめる、生涯を通じての、健康管理体制の確立を急がねばならない。そのためには、

各種の保健・医療機関や関係団体との協力のもとに、住民検診の徹底等を積極的にすすめる。

また、観光立町という本町の性格からも、とくに休日・夜間・災害時の医療体制の整備につとめる。

(2) 町民生活の多様化・高度化とともに、都市構造の複雑化がすすみ、町民をとりまく環境には、危険要素が多くなってきている。

このような現状から、交通安全宣言都市（昭和55年9月）として、交通安全思想の普及と啓蒙、交通安全施設整備、交通規制の徹底等につとめる。加えて、近年二度の大地震にみまわれたことから、風水害を中心とした防災対策から、地震を中心とした防災計画を樹立し、食糧・医薬品の備蓄など、防災体制の充実につとめる。

また消防・救急体制については、その常備化をすすめる。

第3節 産業の振興

1) 観光

今日の観光は、家族旅行やグループ旅行が増加し、節約ムードの浸透や観光ニーズが多様化してきたなかで、地域の魅力づくりが、大きな要素を占めるようになってきた。ここにきて観光

立町としての本町は、これまで以上に個性ある観光地・情緒ある観光地として、観光客の受け入れ態勢を整える必要性に迫られている。

このため、町民ひとりひとりの温かい心づかいを醸成するとともに、広く「観光」というものに対するコンセンサスを確立し、その啓蒙と啓発につとめる。また、恵まれた自然を保護し活用しながら、観光遊歩道の整備や文化財の積極的な活用、観光レクリエーション施設の増設・整備を行い、これらの連携を通して観光産業の躍進をはかる。

とくに、大規模集会施設を備えた観光会館を設立し観光の一大振興をはかる。

さらに、観光と農・漁業との結びつきや新たな観光資源の開発と併せて新しい観光ルート・広域観光ルートの開発をすすめるその運用を喚起する。

2) 農・漁業

農業生産性の向上による、農家経済の安定を促進するため共同化、協業化など集団的な生産体制の強化・育成と農地の受委託耕作をすすめるとともに、モデル農家を設けるなど、経営の合理化と中核農家の育成をはかる。

とくに、畜産・野菜・果樹や観光産業などと結びついた、複合的農家経営

をすすめる、農産物の加工や施設園芸の集団化を通して、市場供給力を高めることを目指す。同時に特産品とみられる商品価値の高い作物についての、研究開発をすすめる。

林業については、森林が水源の涵養と自然環境の保全・緑化・防災にと、幅広い公共的機能を有していることを認識しつつ、国有林の活用を要望し、その活用を通して、わさび・しいたけなど特殊林産物の生産拡大につとめる。

3) 漁業

水産業を振興するため、海洋汚染の防止や漁業関連施設の整備をすすめる。殊に、伊勢エビ・稚貝などの栽培漁業は、今後沿岸漁業の不振を補い市場の開拓にも期待のもてるものでありその振興を強力に推進するとともに、金目鯛を中心とした一本釣漁業や定置網漁業の研究開発、新しい水産加工品の開発促進等により、漁業経営の安定化をはかる。

さらに、観光や他産業と提携した遊漁の開発整備をすすめる。

4) 商業

隣接市町における大型店の進出と生活圏の拡大とともに、購買力が多数町外へ流出しているのが現状であるが、地元購買率は年ごとに高まっており、

徐々にではあるが独立の商圈を形成しつつある。

このため、商業が本地域経済の潤滑油として果たしている、役割と機能とを十分に認識し、地元消費と地元調達の拡大をはかる。併せて、仕入れ、卸など流通機構の再編成、商業環境の整備を通して、より一層の魅力ある商店街づくりを強力にすすめる。

さらに、本地域経済の発展に資するため、研究機関や協議会等を設置し、調査研究をすすめる。

5) 工業

「地域からの産業」が強く求められている今日、観光立町としての本町は地域の資源を活用して観光と結びついた産業を育ててゆかなければならない。

このため、農林水産物の加工による、土産品の製造や新製品の開発をすすめる方向で、(観光関連の)地域に根ざした新しい地場産業の育成につとめる一方、観光産業を助長する企業の誘致についても、鋭意検討を加えていくものとする。

同時に、建設関連業についても、需要の動向と文化性に根ざした対応を、業界自ら整えるとともに、経営基盤を強化するための近代的な経営の管理の普及につとめ、体質改善を促進する。

第4章 基本構想の推進

第1節 基本計画および実施計画の策定

1) 基本計画

この基本構想は、昭和65年を目標とする町民すべての指針であるが具体的に行政の指針となる基本計画は、県計画・広域圏計画との調和に留意し策定する。

なお、計画策定後において、計画推進に、重大な影響を与える情勢の変化が生じたときは、逐次追加補正する。

2) 実施計画

基本計画に基づき、諸施策を実施するための実施計画を、3年ないし5年のローリング・システムにより、策定するものとする。

第2節 住民参加のまちづくり

まちづくりは、住民をとりまく隣近所の人びととの心のふれあい、いたわりの中から、次第に進展していくものである。このためには、町民みんなが考え、理解し、協力し合う体制が必要となる。

町民が、自分達のまちをつくるという基調に立って、行政をすべての町民のものとするため、人びとが進んで参加する地

域活動を促進し、町民の「まちづくり」や郷土の発展についての、貴重な意見や要望を幅広く、適格にとらえるなどして、町民と町政を結ぶ広報・広聴活動の内容の充実をはかり、町民あがての町づくりを推しすすめる。

第3節 行政の近代化

町民の行政に対する需要は、社会経済の変動や住民意識の向上とともに、量的に拡大し、質的にも多様化・高度化してきている。この行政需要の多様化に対応して、効率的な行政を運営していくためには、行政機構の整備や改善を行い、社会情勢の動きに弾力的に対応できるようにするとともに、庁舎の建設と住民サービスの向上に努める。

また、そのためには、事務・事業の根本的な見直しによる事務処理の合理化や能率化・町づくりの第一線に立つ職員の資質の向上をはかるとともに、その適正配置につとめる。

第4節 広域行政の推進

交通運輸・通信手段など社会経済の進展にともなって、町民の生活行動圏も著しく拡大し、道路・土地利用公共施設等、ひとり本町だけでは解決しできない問題が増加し、行政も広域的な対応を迫られ

ている。

今後においても、現在の「南伊豆地区広域市町村圏」を中心に、管内市町村の自主性を尊重しながら、連絡と協調を深め、職務・機能を分任するなかで、広域的行政サービスの向上をはかり、圏域一円の発展をめざす。

2. 町政懇談会

町政懇談会は昭和57年11月17日に初めて開催された。町政の現況を町民に理解いただくと共に、町民の意見や総意を町政に繁榮させていくため、「住民参加の町政」が重要視される時期であり、町民の皆さんとの話し合いの中から地域の課題を見だし、町民の生の声を町作りの参考にしていこうとのことで、11月7日大川区を振り出しにして、18日北川区、19日奈良本・熱川区、22日片瀬区、24日白田湯ヶ岡区、25日入谷・水西区、26日西町区、29日東町区、30日田町区と町内全地区について行った。

第1回の町政懇談会の内容は映画「伊豆大島近海地震の教訓」の観賞、町政の現況と施政方針についての町長の説明、町総合開発計画および庁舎建設の概要説明、地元区長の座長による懇談会であった。各地区9会場ですべて500人が参加して町長を初めとする町当局側と町民との初めての話し合いがおこなわれた。「ひざを交えて」の話し合いは大変有意義なもの

で、役場庁舎、新農業構造改善事業、側溝、道路改良など身近な問題124件が出され熱意ある討論がかわされた。身近な親しみやすい行政、町民の行政への参加など、これからの行政における広報公聴活動等に一つの指針となる試みであった。



町政懇談会

第2回町政懇談会は昭和59年4月9日～20日までの10日間、各地区10会場ですべて508各人が参加して行われた。第2回町政懇談会の主題は新生活運動推進、町政の現況などであった。生活改善の申し合わせ事項、消防施設、道路改良、文化会館の建設、旧庁舎跡地利用など182件が

話し合われた。

第3回町政懇談会は昭和60年4月15日から25日まで、各地区会場（9会場）ごとに実施された。出席者数述べ525人、質問および意見106件ほどであった。第3回町政懇談会の流れは次のとおりであった。

- (1) ビデオ上映「豊明会は今」
青少年健全育成活動の啓発
- (2) 開会 事務局（企画広報係長）
- (3) 挨拶 地元の区長さん
- (4) 懇談会の進め方について説明
企画財政課長
- (5) 町政の現況報告 町長
昭和60年度の予算と重点施策について報告。今後の町行政への協力依頼。
- (6) 姉妹都市提携の意義と岡谷市の紹介。
総務課長
- (7) 新生活運動をふりかえって
住民課長（住民生活係長）
- (8) 子供の健全育成について 教育長
- (9) 懇談会（質疑応答）
助役の司会で意見交換
- (10) 閉会の挨拶 収入役

第4節 町議会・行政組織と職員数

1. 町議会

合併当初の町議会は、旧町村を単位として選挙区を設定し、旧稲取町12名、旧

城東村12名で構成されていた。

昭和38年、全町一選挙区として定員20名で選挙を執行した。

その後は、昭和57年制定による東伊豆町議会議員定数の減少に関する条例により、昭和58年5月からは定員18名となり現在に至っている。

- (1) 町議会のしくみ（昭和58年5月以降）



(2) 定例会
付議事件の有無にかかわらず、定例的に召集される議会のこと。

定例会は、毎年、4回以内において条例で定める回数これを召集しなければならない。（自治法102②）

- (3) 臨時会

臨時の必要がある場合、必要な特定の事件に限って随時これを審議するために

召集される議会のことをいう。したがって臨時会の召集に際しては、当該臨時会で審議する事件を長はあらかじめ告示しなければならない。

臨時会の開会中、緊急に処理を要する事件が発生した場合には、告示の有無に関係なく、直ちに会議に付すことができる。

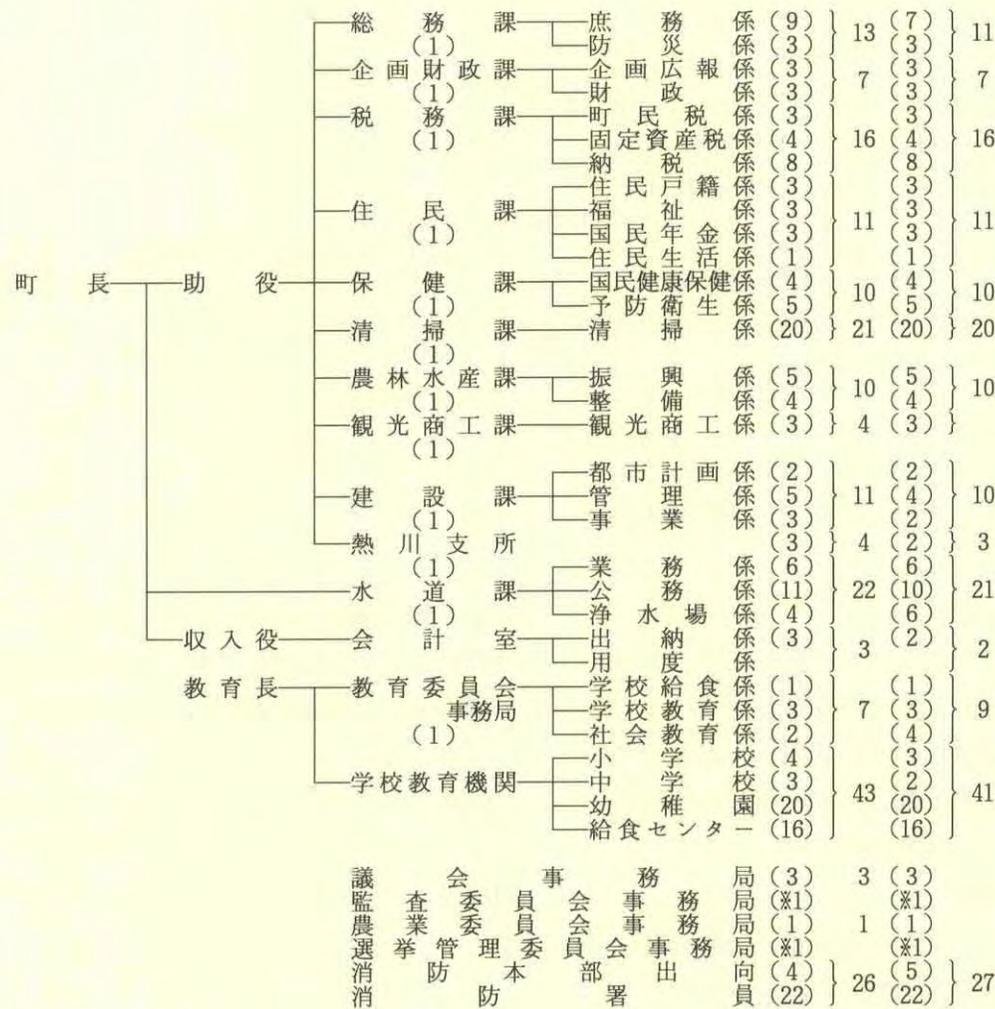
- (4) 全員協議会

議会議員の全員が、会議室等に集合し、正規の議会の会議で、将来議決される問題その他について協議するために開かれる会議のこと。

(5) 特別委員会
特に重要な事件であって、特別の構成員により審議する必要がある場合に設け、合理的、能率的に行う必要からである。

2. 行政組織図と職員数

東伊豆町
(昭和60年4月1日) (昭和61年7月1日)
(60年) (61年)



第5節 地方の時代と町の観光

1. 新たな挑戦の時期を迎えて



商工会

(1) 高度成長から低成長時代(地方の時代へ)

高度成長経済は、大都市とその周辺地域が過密の飽和状態を、一方地方には過疎に悩む地域を生じた。中央集権的な経済至上主義所得倍增計画は、我が国が先進国に追いつくためにはまことに効果的であった。しかし追いついた段階で、重化学工業が成熟化し、国民の価値観もモノカネだけでは満足せず「物離れ」に示される福祉優先生活優先へと変化するに至った。高度成長下で、促進された人口の大都市集中は地下の高騰、土地利用のゆがみ、深刻な水不足交通渋滞等の問題を引起し、こうした問題を解決するためには中央集権的なシステムが政治行政経済に行き詰まりを見せ、昭和50年代の初

めから「地方の時代」がさげられるようになった。

地方は都市的便利さという点では劣るにしても、生活の快適さという点ではすぐれている。若年層のUターン現象や田園都市構想などの動き、全国各地にむらおこし運動が起こり、地域に着目して社会を再構築せざるをえなくなった。

賀茂広域圏1市6か町村もこの例にもれず甚々しく過疎化が進んだなかで、我が町は、観光産業の発展により逆に人口が下田市と共に増加してきた。しかし昭和53年の伊豆大島地震以降、町の経済に不安の現象がでてきた。

(2) 町の各産業に不安要因が現れてきた。

① 農業は昭和47年のみかん暴落に始まる構造的な衰えは、農家と数えられる戸数は昭和55年度766戸であるが専業農家は161戸しかなく、その担手である後継者は稲取入谷地区に集中し40余人しかなく、かつては伊豆のなかでエメラルドを誇った、農業は農村社会そのものまで崩壊させて来た。

② 漁業はよりきびしい衰えに、その後継者は、整備された稲取港、金目鯛等の市場評価の高い海産物がありながら、指で数えられるまで少なくなった。

③ 観光も伸び悩み始めた。

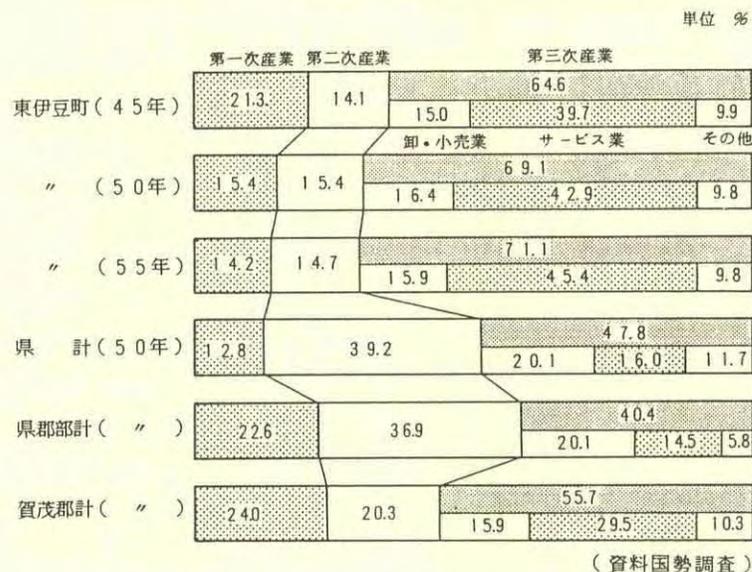
昭和55年の産業別人口が示す通り、第3次産業が71.2%を占め観光客が訪れることによって、町の企業が成立し、又

働く人々の所得を形成する、名実共に観光産業を基幹する町になったが、低成長経済を迎え、地震災害の翌年の昭和54年度は一時的に高い伸びを示したが、以後低迷の色を濃くしてきた。

この観光の低迷は商業建設業その他サービス業にも波及し、売上げの伸び悩みを示すようになり、だんだん後継者のいない事業所が見受けられるようになってきた。

④ 特に芸妓の利用者の低下、みやげ屋の売上げの伸び悩み家族旅行の増加と一方芸妓になり手が少なくなり、その利用者が著しく少なくなり芸妓置屋の経営がきびしくなった。稲取地区には一時期第二検番ができたが、まもなく廃業し変わってコンパニオン参入が始まった。消費需要の変化は端的にみやげ屋の買物状況に現れ、画一的なみやげ等の売上の伸び悩みが始まった。

産業構造の推移



農業、漁業就業者の減少に伴って、第1次産業のウエイトは縮小化しており既に郡部平均のレベルよりもかなり小さくなっている。
 又、第2次産業の割合は極めて小さく郡部平均の半分にも達していない。これは製造業のウエイトが小さいことによるものである。
 なお建設業については逆に県計、郡部計の水準を上回っている。

東伊豆町の温泉別宿泊人員の推移(昭和45年に後戻りした町の観光) 45年対55年の伸率をみると、熱川・稲取温泉場はわずかに伸びているが大川・北川・片瀬・白田は減少している。

東伊豆町温泉場別宿泊人員の推移

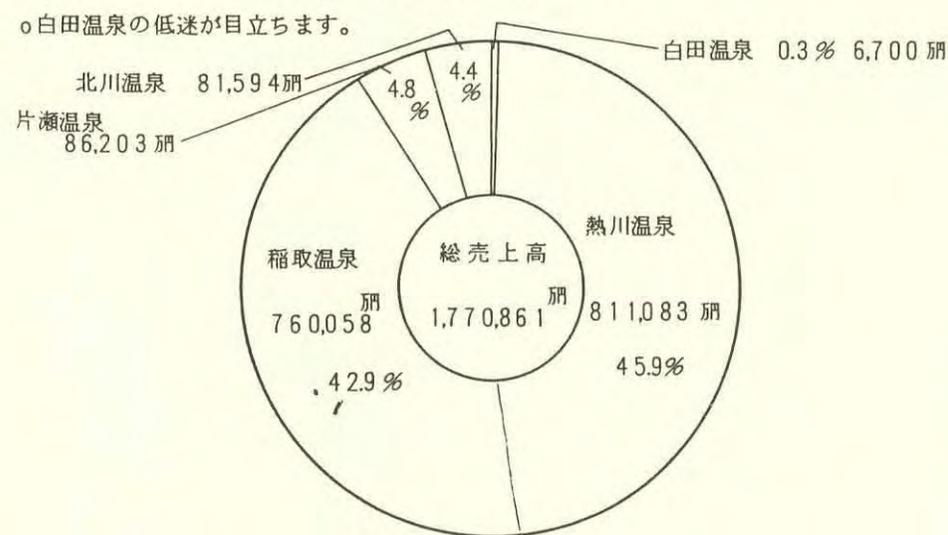
地区別	年度別	45年	55年	伸率
大川		30,254人	29,918人	0.99%
北川		126,012	79,981	0.63
熱川		611,115	663,939	1.09
片瀬		93,210	85,046	0.91
白田		22,106	9,417	0.43
稲取		543,785	610,104	1.12
計		1,426,482	1,478,405	1.04

(4) 東伊豆町の温泉別売上高

熱川・稲取両温泉場で88.8%を占めている。

昭和56年度東伊豆町地区別旅館売上高構成

(下田財務事務所調査による)



⑤ 人口が減り始めた。

以上各産業の不振は、昭和55年度の国勢調査が示す通り、町の歴史のなかでかつてなかった人口が減り始めた。そして年齢構成が20代が極端に少なくなり、若者の町離れ現象が生じてきた。反面65才以上の高令者が、町の人口の10%を越えて高令化社会を迎えてきた。

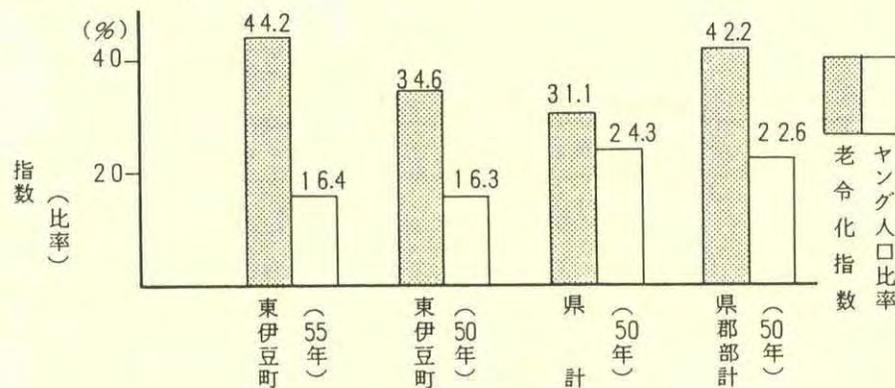
賀茂広域圏の市町村別人口の推移

区分	昭和45年			昭和50年		昭和55年	
	人口	増減率	人口	増減率	人口	増減率	
市町村	人口	増減率	人口	増減率	人口	増減率	
下田市	28,645人	5.8%	31,700人	4.6%	31,007人	△ 2.2%	
東伊豆町	15,797	2.7	17,324	6.8	17,028	△ 1.7	
河津町	10,100	△ 4.7	9,772	1.5	9,579	△ 2.0	
南伊豆町	13,013	△ 6.1	12,017	△ 1.7	11,721	△ 2.5	
松崎町	11,092	△ 6.0	10,337	0.8	10,013	△ 3.1	
西伊豆町	10,362	△ 4.5	10,114	2.2	9,721	△ 3.9	
賀茂村	5,418	△ 7.0	4,839	△ 3.9	4,655	△ 3.8	
南伊豆地区計	94,427	△ 0.7	96,103	2.5	93,724	△ 2.5	

東伊豆町の年齢構造

老令化人口 = 65才以上比率
0~14才比率

ヤング人口 = 15~29才



2. 地方の時代を生き抜くための方向摸索

(1) 経済ビジョンの作成 (昭和57年)

地方の時代に於ける、人口減少地域の最大な課題は、地域で産業政策の確立ができるということであると思う。今まで産業政策は中央に依存していた。国や県が考えての産業政策は本町でも、農業構造改善事業による、みかん団地造成の失敗事例にみられる。これからは、地域自ずからが考え、国や県はこれをホローするという考え方が大切になった。しかし地方には経済の理解できる専門スタッフが少ないこともあって、昭和56年度に商工会が中心となって、県の助成を受けて、町の経済白書ともいえる、「80年代の我が町産業の進むべき方向」をまとめた。

その骨柱は……。

- ① 文化性の高い観光地づくり
- ② 観光は地域の総合産業
- ③ これを実現して行くためには、農漁業、観光、商工会の縄張り根性を捨て、地域主義の思想にもとづいてお互いに知恵を出し、相互に援助していくこと。

- ④ 人づくり
「企業は人なり」 地域づくりも優れた人材が育まれて地域づくりは成功する。東伊豆町の観光の発展は優れた旅館経営者の輩出によるもので、町や各産業団体は人づくりに意をそそぐ。

文化の花咲く町をめざして

人々の生活の質が問われるなかで、心の豊かさが求められる社会潮流に東伊豆町が「観光地」として生き残る道は、文化に挑戦の布をみんまでたくましく進めることだと思ふ

町長 稲葉 米吉
地域ビジョン作成委員長

地方の時代は

地域の文明開化だ (堺屋太一氏)
地域からの出発だ (元伊豆市長 江 藤 隆 氏)

地域に生まれ地域に暮らす者すべてが一致して地域づくりに自らの行動を推進してこそ真の地方の時代を我が手にすることができるのだ

(足元の種を採せ)

今の町の経済は、農業、漁業から観光と下層観光とに、商業、建設業も不況の色を濃くしている。
この危機を乗り越え、町を元気に進めよう。町の経済は、観光の時代に向かっている。
このビジョンを基本として町民の力が、誠実な知恵を出し、助け合って新しい観光地を築いて行くことにはありませんか。

町長 山田 大八郎
町長 山田 大八郎

地域経済ビジョン作成委員会名簿

1. 作成委員

委員長 稲葉米吉
副委員長 石原 暁

役 員	氏 名
東伊豆町々長	山田大八郎
東伊豆町々議会議会長	飯田五郎
東伊豆町産業経済委員長	石原 暁
東伊豆町観光商工課長	内山重樹
東伊豆町観光協会会長	稲葉米吉
東伊豆町観光協会副会長	赤尾十五郎
伊豆東農協組合長	土屋義一
稲取漁協組合長	津島成策
地域婦人代表	山田郁子
伊豆東農協青年部長	八代佳也
観光研究会々長	嶋田 稔
東伊豆町体育協会会長	鈴木 勇
東伊豆町教育委員	西山俊郎
伊豆急行観光事業部長	中村元治
地区労議長	前田 泰
東伊豆町商工会副会長	飯田照男
東伊豆町商工会副会長	近藤 実
東伊豆町商工会	遠藤三郎
東伊豆町商工会青年部顧問	稲葉 晃
東伊豆町商工会青年部長	鈴木 勉
東伊豆町商工会青年部副部長	山崎喜美幸

計21名

2. 参 与

役 職	氏 名
静岡県中小企業課長	松田敏夫
商業文化研究所	大久保秋人
ラック計画研究所	前田 豪
教育委員会教育長	萩原光一
中小企業診断士	杉山敏夫

計5名

3. 作業部会

部会長 松井達之助
副部会長 内山重樹

役 職	氏 名
静岡県中小企業課	栗田雄三
静岡県商工連合会	海野武彦
伊豆振興センター主査	平井利之
東伊豆町観光協会事務局長	鳥沢 正
伊豆東農協営農課長	長谷川昭次
稲取漁協参事	隅元 篤
東伊豆町農林水産課長	山本 章
東伊豆町観光商工課長	内山重樹
東伊豆町観光商工課主事	楠山節雄
東伊豆町観光商工課主事	鳥沢 勇
東伊豆町商工会事務局長	松井達之助
東伊豆町商工会経営指導所長	杉本光祥
東伊豆町商工会経営指導員	鈴木 優
東伊豆町商工会経営指導員	内山 慎一

計14名

まとめてみて

地域づくりは上から与えられるものではなく、地域の人々自らが、築いてゆくものである。

地域ビジョンの作成も、地域自らのという言葉におしりをたたかれ、心に言い聞かせ、作業部会一同は各自の仕事の合間をみて、調査したり、論議したり諸先生方にお教をこうて進めた。

まだ討論すべき問題にも、又突入の足りないものも多かったが、(このビジョンをたたき台にして、今後地域づくりをのぞむ) 稲葉委員長の言葉にあまえてしまった感がある。

途中県市町村課の特別配慮で、「地域づくりシンポジウム」を開催したのはこのビジョン作成上たいへん参考になったし、又地域づくり実践者大山町農協組合長、矢幡治美氏 湯布院町商工会長、中谷建太郎氏両氏の実践談は深い感銘を受けた。特に

◦ 嘆きぶしから脱却して創造し築いて ゆく人間としての喜びを

◦ 地域の経済資源を掘起こせ、足元の 種を探せ
等の言葉は心に深くきざまれた。こうした地域づくりを住民運動としてどう盛上げてゆくか町の各界指導者の今の使命ではなかろうかと思う。

このビジョンがその参考になれば幸せである。

地域ビジョン作成委員会
作成部会長 松井達之助

(2) 地区づくり シンポジウム開催
地域づくりを啓蒙するため、産業団体連絡会でシンポジウムを次の通り開催した。

- 昭和58年1月「地域づくりシンポジウム」
地域づくりの先進県大分県より実践者を招いた。
大分県大山町矢幡治美農協組合長
大分県湯布院中谷健太郎商工会長
- 昭和59年9月2日(おらあ町の経済を考えるシンポジウム)
各産業団体代表者及町内各地区の代表者による町づくりの考え方について討議

◦ 昭和60年6月 「地域を築く青年のシンポジウム」
全国で有名なむらおこしの実践的活動をしている青年を招いて。

- 大分県大山町 農業 矢幡欣治 (44才)
- 日本栽培漁業協会 松岡玳良 (46才)
- 山梨県清里 観光業 船木上次 (36才)
- 愛知県足助町企画課長小沢庄一 (48才)



地域づくりシンポジウム開催

(県主催：昭和58年1月17日熱川ハイツに於いて)

東伊豆町の各界の指導者（170名）に深い感銘をあたえた。



(上)は大分県大山町矢幡治美農協組合長。
寒村を豊かな農村としたNPC運動の
提唱者であり、中心的な実践者

(下)は大分県湯布院町中谷健太郎商工会長。
若者の運動でスキの原を田舎の美、
田舎の文化を築いて個性的な観光地と
して有名にしたイノベーター（知恵を
出す仕掛人）であった。

(3) 産業団体連絡会の結成 (町農協漁協観協商工会)

町経済の不振を打開するためには、従来の旅館業に重きを置いた観光ではなく観光需要が、自然文化スポーツ、その同行者が団体型からグループ家族型への移り変りに対応してゆくためには、これからの観光は「地域の総合産業」という考え方が必要となってきた。ところが高度成長期に前述の通りたて割行政の弊害もあってか、町のなかで、漁業者と観光、商業と農業との対立が生れた。又新興の観光経営の合理法追求は、旧来の農漁業者の保守的感情をそこなうこともあったであろう。

地方の時代の「地域主義」の定義は「地域の住民が、地域の国土的個性を背景にその地域の行政的経済的自立性と文化的独立性を追求する」といわれている。

昭和53年の伊豆大島沖の地震災害の教訓の一つは、訪ずれる観光客が極端に少

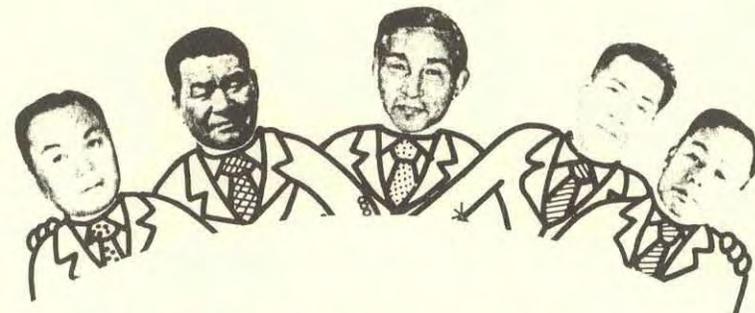
なくなり、そのために町の各産業に大きな影響をなしたことを、現実的な体験のなかで、町の経済の柱観光の重要性を知ったことから、町の各産業が協力して、地域を再構築しようと、昭和54年度に商工会の提言で、東伊豆町産業団体連絡会が結成された。そして、お互いに協力して行くために、

- (1)相互に情報の交換
- (2)知恵の相互扶助
- (3)相互に産業の振興に協力して、行くことになった。

農協の農産加工品の販売や、海を汚さない運動や観光の誘客活動のほか農業祭、水産祭り、観光イベント等 又相互の青年部の交流 又地域づくりのシンポジウム開催等相互の協力の体制ができた。産業団体連絡会（昭和54年 竹内町長の時代に結成された。）

3. 温泉観光から 新たな観光への胎動

- (1) 熱川に海水浴場が生まれる



写真右から、稲葉観光協会長、土屋農協組合長、山田町長、津島漁協組合長、斉藤商工会長。

近隣の伊東、下田、河津、南伊豆が夏期海水浴場がにぎわいをみせているのに対し、伊豆の東海岸で海水浴場がないのは、東伊豆町だけであった。海水浴場がほしいというのは長年の夢であった。昭和49年に熱川観光協会は、東海大学の先生方に調査をしていただいて海流による集砂に自信を得て、自ら約1千万円の資金を投入し、集砂突堤に着工した。第2年度より町の補助金第3年度からは県の補助金により工事を進め、昭和54年度には、見事に砂が集積し海水浴場が生まれた。この工事については県は消極的であったが、時の県会議員稲葉米吉氏等の強い働きによるものであることを時の県、井上商工部長も後に筆者に話していた。

ここで特記すべきことは、地域づくりのモデルであると考え。戦後の住民運動は要求型で、国県町にあれやれこれやれという運動が多く、自ら犠牲を伴うことが少なかった。又政府が援助するからという産業政策で、地域で考え、自から実践することが少なかった。

(2) スポーツ施設の整備が進む

①オレンジパークの開業（ゴルフ練習場ミニゴルフ場）
奈良本の島田昭三氏が、みかん農業に見切をつけ、昭和49年に、ゴルフ練習場と、ミニゴルフ場を開設した。当初5年間ぐらい利用も少なかったが以後盛況となってきた。

又島田昭三氏は当町にナメコの栽培を移入し、当町産業振興のインベターの一人であった。

②テニスコート場の開設

白田の山本忠弘氏（千代野旅館経営）が昭和53年にテニスコート2面を設置したのが始まり（それ以前は町営テニスコート2面があった）で続いて熱川ガーデン稲取テニスコート、奈良本の美鈴旅館と、次々とテニスコートが設置され昭和55年に、東伊豆町観光協会主催のテニスフェスティバルが開催されるようになった。昭和60年には、㈱伊豆急行がルネッサ稲取高原に、22面のテニスコートとその附帯施設のハウス・宿泊機能としてのコテージが完成し、町営の体育館、ふるりの森、又ライオンズクラブが、長年の奉仕活動により造成された、花の咲く丘。それに従来からの稲取ゴルフ場、バイオパークと相伴なって、東伊豆町の大規模リゾートゾーンが造成されてきた。そして、熱川にも昭和62年に町営のテニスコート7面がつくられた。

(3) 観光イベント活動も盛んとなる。

町の観光イベントとしては、従来は稲取のどんつく祭りと、熱川のどうかん祭りだけであったが、
①昭和52年白田川のマス釣り大会。
②昭和55年に稲取の細野原野の山菜刈り。
③昭和56年に大川の竹野沢公園設置に伴ない、竹野沢公園ホテル祭り。

④昭和59年 町主催 ㈱伊豆急行協賛の、東伊豆クロスカントリー大会も年々参加者が増加してきた。

⑤又昭和54年度から始まった。東伊豆町商店会のコミュニティ広場も町のイベントに育ち、昭和62年には「石引」を中心にしたこのイベントは、NHKが「築城石のある町」として放映されるところとなって、観光宣伝にも大きな役割を果たした。

○稲取どん太鼓、熱川どうかん太鼓
稲取どん太鼓は商工会青年部の飯田龍一氏の仲間が稲取に別荘をもつ作曲家渡辺岳夫先生、フルート奏者横田年昭先生の指導により地域づくりの一つとして昭和55年稲取観光協会どん太鼓として発足した。伊豆稲取に新たな太鼓の文化が生れたとその評価は高く、各地から出演依頼が多くなってきている。

伊豆稲取どん太鼓

第一部 [龍神]

[龍神]は古来より稲取沖に住むと言う海の神 龍神と若い漁師との物語である。

経験の浅い若い漁師達が宿老達に約した大漁を願い出漁していく、漁場に到着した漁師達を迎えたのは龍神がおこした嵐である。

ふきあれる風と荒れ狂う波・・・

第二部 [祈り]

第三部 [祭り]

〈どん太鼓のあしあと〉

昭和55年10月稲取観光協会どん太鼓として発足、第一部製作にはいる
昭和57年6月 [龍神] 完成、同8月フジTV（日本の祭り）に出演
昭和58年6月 [祈り] 完成、同8月フジTV（大江戸花火祭り）出演
昭和59年6月 [祭り] 完成、同10月芸術祭参加作品（神田明神将門太鼓）の協力出演として中野サンプラザで発表

昭和60年フジTV正月番組（スターかくし芸大会）に稲取どん太鼓のタイトルとして出演
※その他毎年県内、県外を問わず数多く出演してきた。

〈スタッフ〉

作曲 渡辺岳夫 現在TV、舞台、映画、アニメの分野で活躍中
演出 横田年昭 フルード奏者、現在和笛等の世界に没頭
笛 横田年昭

※稲取どん太鼓の特色

練習方法は洋楽の譜面で太鼓、笛の練習和太鼓では他に見られない太いロープをバチに使用する

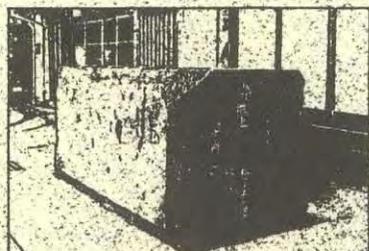
打ち手の一人一人が表情の違う布の面をつける

御石曳

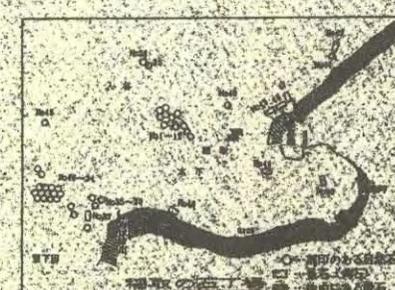


江戸城築城石引き行列
 10/4日 PM 4:00
 みんながはちぎれる！
 東伊豆コミュニティひろば
 10/3日 4日
 熱川温泉東伊豆町役場前広場

●「御道上・松平土左守十内」と彫られた稲取の築城石 (たたみ石)



●江戸城を修理したとき、石垣や矢守階の土台に繋がって石で角石、角むき石といいます。



●夏伊豆町の町内には、江戸城築城の際に大名が献上した築城石の名残りで、2トンの巨石が各地に置かれます。稲取には、土佐藩の石守屋重信の加賀藩の石守屋重信が、今も置かれています。

どうかん太鼓

稲取のどん太鼓が生まれる前に時の熱川の観光協会長及び旅館組合長稲葉晃氏等が（昭和54年）東京の助六太鼓の人達の指導により、熱川温泉の若者仲間によってつくられた。

(4) 個性的な 観光飲食店が生まれる。
 前述の昭和57年の「我が町産業の進むべき方向」のなかで、述べられている通り、低成長時代に入って、町の経済を「ふくらます」には宿泊産業以外の観光産業の育成も大切で、その一つとして個性的な観光飲食店などその可能性を提言し商工会で精力的な啓発指導の結果、

①奈良本に山桃茶屋（嶋田稔）

昭和57年開業 当店は奈良本地区の旧家で、この旧家を活用して、観光客の飲食店にしたもので、その田舎の風景は抜群で、テレビやマスコミで度々取上げられ、昭和62年は浩宮綾宮様が訪ずれる有名店となった。

②稲取の徳造丸（鈴木慎一郎）

昭和60年開業 当店は鮮魚小売店で、2階で飲食店を開業していたが、商工会で提言した稲取港の素朴な風景を背景とした、港の里づくり構想を積極的に賛同し、個性的な、観光飲食店に改造し繁盛店となっている。

③橘亭（熱川温泉ホテル）

昭和61年開業 日本調の優雅さを生かし、熱川温泉の台地に開業した。



地域の自然や風土に合った 建築デザインが大切

○建設関連業

港や農村風景、そして昔からの石垣、家屋などを土台に地域デザインを。



(昔、庄屋だった頃の建物を利用した山桃茶屋)



(なまこ壁のデザインが好評の徳造丸)

観光飲食店は可能性ある業態。地域デザインをとり入れた個性的な建物は、観光客に楽しさを。また町のシンボルにもなる。

4. 低成長時代の各産業の動き

(1) 旅館

観光需要の多様性時代を迎え、旅館の個性化がその一つの方向と考えられてきた。

昭和53年の地震により、倒壊した、稲取の(白雲閣)はギャラリー旅館に衣がえし、片瀬の(えびや旅館)は従来の客室数を少なくし、庭園を持った和風高級小規模旅館に生れかわり、いずれも客入が高く好評を博してきた。

①稲取温泉が増改築

。銀水荘、大改築 昭和58年に約60億円の巨費を投資し、和風大型高級旅館に改築し、「雅の心 伊豆に伝えて」をキャッチフレーズにした優雅の旅館(鉄筋10階建119室)で 西伊豆銀水荘を併せて伊豆のなかで突出した売上高(昭和60年度70億円)を誇る旅館となった。

。稲取観光ホテル増築 銀水荘と期を同じくした昭和58年に、高品質化をめざして、鉄筋10階建54室増築し既存客室数を含めて174室、町の最大規模の旅館となった。

。いなとり荘増築 昭和60年に、鉄筋7階建23室を増築し既存客室数を併せて93室となり、洋風コンパクトの旅館となる。

。賀茂広域圏最大な温泉場となる。

以上の増改築等投資により、低迷が続けた観光も活気を取り戻し、昭和59年に長年の目標又ライバルであった熱川温泉の収

客力、宿泊人員を一挙に追抜き、賀茂広域圏一番の客収容力の大きな温泉場となった。経済変動のきびしさを物語る一面で、町経済史に残る事項ではなかろうかと思う。

文化に挑戦

銀水荘 57年秋オープン

長年の研究と英知を結集して約60億の

巨費を投じ、日本文化の美が

織りなす大型高級旅館



地域経済の起爆剤と期待されて

②熱川温泉

この期に於ける熱川温泉の増改築は少なく、高品質化、個性化投資が少なかったことが 稲取温泉に追抜かれた要因であったと思う。又昭和61年大東館山水荘（木造3階建）が火災により死者24名を出した悲しいできごとが起った。

○ニュー熱川プリンスホテル

昭和58年一部旅館が焼失したこともあって 昭和59年鉄筋5階建 18室
昭和61年 " " " 10室
昭和63年 " " " 14室
を増改築し客室数68室となった。

○ホテル福島屋

木村武志氏の後継者木村充氏が父を説得し若者に嬉ばれる旅館をめざして昭和45年に建築したばかりの旅館（熱川では新しい）を壊し旅館名を「カタラ福島屋」と改称し鉄筋8階建83室の白亜の殿堂ともいえる旅館に改築し、長らくなりをひそめていた熱川温泉もやっと活力を取戻してきた。

○熱川グランドホテル

昭和61年大東館の火災による類焼をうけ、昭和62年、鉄筋6階建30室に改築した。

○熱川第一ホテル

昭和57年、旅館木造部門が焼失し、昭和63年、鉄筋6階建30室の和風高品質の旅館を増築した。

③北川温泉の胎動

昭和33年に誕生した北川温泉は、その開発者畠山鶴吉氏の理念とする静養型の落ち着いた温泉場づくりをビジョンとしていたが、高度成長期の一泊宴会型の観光には必ずしも適応せず、観光客の入込状況は熱川温泉におくれをとっていた。観光需要の多様性グループ家族旅行の増加と共に、昭和50年代後半に一躍輝いてきた。

○(株)つるやホテル独立

昭和54年7月畠山鶴吉氏の孫にあたる、畠山昭一郎氏が、北川つるやを独立し(株)北川つるやホテルと改称した。長らくホテルオオクラで、ホテル経営を学んだ氏は、これからは 祖父の考えた観光の時代が来ると、旅館の家族グループ型経営の改善に乗り出し、従来からあった野天風呂を北川の旅館仲間と話し合い改修し野天風呂の北川としての評価を高め昭和59年には望水亭を増築し昭和61年には、北川定置網漁業が不振であったことから、定置網漁業は素朴さを保つ北川温泉の観光の宝であると考え北川旅館組合(株)伊豆急行の共同出資で、これを売却し存続することに成功した。

○ホテル望水増改築（鉄筋8階建19室、既存客室併せて39室）

やっと、時の流れに乗ってきた、北川温泉にさらに拍車がかかってきたのは、昭和61年のホテル望水と、北川温泉ホテルの増改築であった。特にホテル望水は

北川温泉の保養型観光地に適応すべく、和風の良さと北川の景観を取入れた建物とサービスが好評を博し、町の和風個性化旅館として、

大規模では稲取銀水荘

中規模ではホテル望水

小規模ではえびや旅館

といわれるようになった。

○北川温泉ホテル

ホテル望水と同じく、北川温泉のブームに乗った。

昭和61年 鉄筋11階建客室数16室を増築し既存客室数とあわせ43室となる。

以上の増改築や経営の改善、保養型の環境整備により、既存観光地が低迷を続けるなかで町内第3番目に客入の多い観光地となった。又この時期に伊豆のなかで、河津町の七瀧温泉や西伊豆町の堂が島温泉等自然環境が優れている小さな温泉場が高い伸びを示してきている。

以上の通り町の観光は 昭和57年まで低迷していたが、稲取の大型投資と北川温泉の新たな胎動、熱川温泉の新たな脱皮投資等により伊豆の各温泉場が低迷するなかで、始めて1,700万人の大台を突破した。

(2) ペンション 民宿の動き

ペンション

昭和50年前後から伊豆高原に多くのペンションが開業しペンションブームを引き起こした。この刺激によるものか、昭和

51年（山梨県高橋和子氏）が熱川温泉の上で 熱川ペンションを開業したのが始まりで、奈良本地区を中心に昭和60年代に入って次のペンションが開業された。

（奈良本地区）

熱川ペンション 昭和51年

ピーグル 昭和61年

ヒマワリ //

サザン ウインド 昭和62年

熱川ガーデンペンション //

（テニスコート併用）

ゆうゆう 昭和63年

（白田地区）

オレンジヒル千代野 昭和59年

リゾート大屋 昭和62年

（稲取地区）

マリナーラ 昭和60年

（ブケホテル）

ペンションとなり //

（テニスコート併用）

民宿

賀茂広域圏の民宿は、東伊豆町を除いて、昭和30年代の後半より始まり昭和40年代に盛況であったが、昭和50年代の初めから入込客が減少傾向を示してきた。当町の民宿は北川温泉より始まったが旅館の名称で経営し、比較的良好な経営成績を示していた。民宿を名乗ってその経営を始めたのは当町では、昭和40年代の終りからであって、主として稲取地区に

開業された。

(稲取地区)

民宿そうま 昭和49年

民宿かど丸 "

民宿しづま 昭和53年

民宿あさま荘 昭和54年

民宿田村丸 "

民宿向山 "

民宿やつさか 昭和58年

民宿茶の木 昭和59年 (計8軒)

(白田地区)

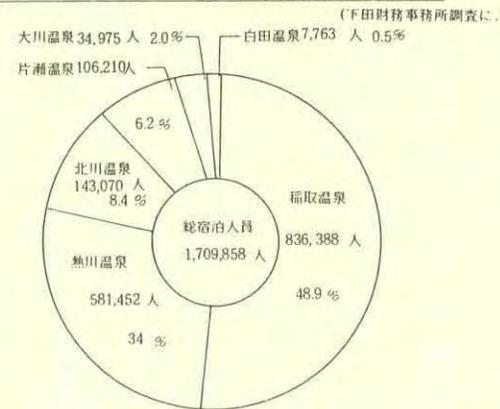
たつみ野 昭和60年

民宿みやした 昭和62年

(大川地区)

民宿碓(いかり)屋 昭和59年

昭和62年度 東伊豆町地区別旅館宿泊人員構成



昭和54年～昭和62年まで年度別宿泊人員

地区名	54年	62年	伸率
大川	26,362	34,975	132.6%
北川	85,701	143,070	166.9%
熱川	747,089	581,452	77.8%
片瀬	100,861	106,210	105.3%
白田	11,739	7,763	66.1%
稲取	643,906	836,388	129.8%
(計)	1,615,658	1,709,858	105.8%

昭和54年～昭和62年まで年度別宿泊人員

	大川	北川	熱川	片瀬	白田	稲取	計
54年	26,362	85,701	747,089	100,861	11,739	643,906	1,615,658
55年	29,918	79,981	663,939	85,045	9,417	610,104	1,478,405
56年	34,442	84,572	687,789	87,753	9,509	640,339	1,544,384
57年	36,152	84,400	669,597	88,382	9,743	624,286	1,512,560
58年	28,901	83,687	610,632	82,513	9,263	681,152	1,496,148
59年	37,655	108,234	656,071	87,436	9,700	722,998	1,622,094
60年	37,730	84,704	646,080	87,954	8,186	801,264	1,665,918
61年	34,896	145,737	528,806	94,519	8,016	838,127	1,650,101
62年	34,975	143,070	581,452	106,210	7,763	836,388	1,709,858

(3) 商業

町民生活の個性化多様性への移り変りは、朝食は米食とみそ汁からコーヒーとパンに、家庭着は、着物からスポーツ衣料へ又、着物は祝ごとしか着ることがなくなったように、一口で言えば洋風化になり、文化活動やスポーツ活動の高まりを示し家庭生活は便利性とうるおいとが併存して進んできた。昭和52年には初めて文化祭が催された。

こうした町民生活の変化に対応すべく商工会では従来の画一的商業活動から商店街活動の必要性を痛感し、次の商店街の組織化を昭和56年に実施し、個性化店舗、商店の地域住民とのコミュニティ指導に乗出し、各商店ごと静岡県中小企業指導センター等の協力を得て診断事業を

行なった。

組織的にも

昭和58年度から稲取の商店の若者が八幡様で初詣サービスと名をうって、元日にあま酒、おしるこサービスを実施し、町民に大変嬉ばれた。この初詣でサービスは翌年昭和59年度には、奈良本の商店会が実施し、次いで昭和62年度には全町全地区で東伊豆町サービス店会の事業と



東伊豆町商店街名（昭和60年度）

No.	名称	代表者名	会員数
1	稲取銀座通り商店会	松田義信	22
2	東西通り商店会	村木秀男	25
3	清水新宿通り商店会	飯田龍一	14
4	センターロード商店会	近藤茂	27
5	稲取駅前通り商店会	遠藤友二郎	23
6	稲取学園通り商店会	山田博久	11
7	片瀬商店会	斉藤林治	14
8	白田商店会	小倉忠義	22
9	奈良本学園通り商店会	土屋真秀	14
10	奈良本中央通り商店会	秋永実	20
11	ファースト通り商店会	鈴木総吉	14
12	奈良本宮前通り商店会	羽田文彦	12
13	大川商店会	高橋度勝	15

して実施することになった。

奈良本商店会は、奈良本水神社の祭りに全商店がちょうちんと造花を飾ることにして、区民から大変好評を得た。

◦コミュニティひろば 盛大となる。

静岡県のイベント活動の助成もあって、岡田善十郎氏の提言で昭和61年から築城石の石引の催しを実施し、その翌年も通産省の輸入品フェアの援助、静岡県振興センターと町の積極的な援助により前述の観光のイベントで述べた通り、全町的

な催しに発展してきた。



◦商店数が減り始め飲食店が著しく増加してきた。

◦ヤオハンFC片瀬店開業（昭和44年）

◦ヤオハンFC中央プラザ開業

昭和55年より町が施行した中規模商店指導要綱、該当第1号店として開店し、稲取地区衣料品、商店の強い競争店となった。



飲食店の推移

昭和45年	111店
昭和60年	197店
伸率	77.5%

昭和60年度 東伊豆町商店数と従業員数及び売上高

（商業統計による）

- 57年を100として、60年は売上で172,912万円（10.8%）増加したが、伸び率は低かった。
- 商店数は57年より23店（6.2%）減少し、特に飲食料品店は大型店などの影響が大きく激減した。

業種	商店数等年度		伸長率	従業員数		伸長率	売上高		伸長率	売構成高比
	57年	60年		57年	60年		57年	60年		
一般卸売業	店 32	店 40	% 125.0	人 132	人 162	% 122.7	万円 272,343	万円 409,756	% 150.5	% 23.1
代理商・仲立商	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各種食料品小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
織物・衣服身の回り品小売業	53	51	96.2	113	108	95.6	97,159	98,909	101.8	5.6
飲食料品小売業	154	129	83.8	479	430	89.8	709,718	657,741	92.7	37.1
自動車・自転車小売業	4	4	100.0	13	12	92.3	9,080	13,690	150.8	0.8
家具・建具・什器小売業	28	28	100.0	82	83	101.2	102,029	114,795	112.5	6.5
その他の小売業	100	96	96.0	341	341	100.0	409,560	477,910	116.7	26.9
合計	371	348	93.8	1,160	1,136	97.9	1,599,889	1,772,801	110.8	100.0

(4) 建築業

昭和50年代終りの政府の総需要抑制政策により、構造的不況の色を濃くした。町の建築業は地震災害の復興で、ひと息ついたもののその需要の減少はきびしいものであった。(昭和54年には伊豆建設が倒産など)昭和58年銀水荘稲取観光ホテル等の大型投資により序々に回復に向い、昭和60年代には再び好況期を迎えてきた。しかし昭和50年代に入ってから旅館建築等は外部の大手資本の建設会社の請負が多くなって、地元建設業者はその下請となってきたことや人夫の不足がその悩みとなった。

5. 地方の時代と商工会

昭和52年度に他に先がけて全国商工会連絡会は「地域主義」の理念を確とした。この趣旨をいち早く理解し産業団体連絡会の結成に努力し、商工会も観光協会に協力し、組織を通じてのキャラバン活動も昭和56年度から実施し、町経済の先行に不安を感じ、昭和57年度には町の「経済ビジョン」を作成し、産業団体連絡会の中核となって、地域づくりシンポジウムを開催した。

一方商工会業務の合理化のため、記帳の機械を、よりコンパクト(記帳の機械化は全国で当町が最も早い昭和45年)のものに替え地域づくりのため次の事項を実施してきた。

(1)総合産業としての観光(観光の文化化、

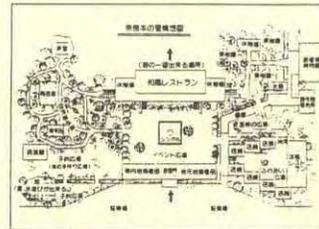
高度化を進めるために)

- ①みやげ品の開発(農協の農産加工品の販売協力)
- ②観光と漁業の結びつきの研究(昭和59年度)
- ③観光と農業の結びつきの研究(昭和60年度)
- ④港の里づくり構想(昭和61年度)
- ⑤異業種交流(昭和58年度)

観光の高度化を進めるために

(その1)奈良本の里づくり構想

……農業との結びつきで……



(その2)港の里づくり構想

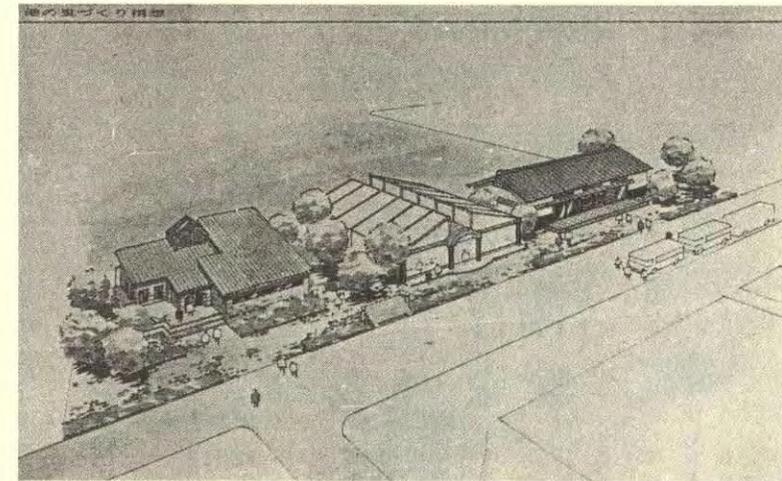
……漁業との結びつきで……



文化的な観光地に構造転換を成遂げてゆく上で、旅館の個性化は大切なことだが、観光の高度化を進めるために旅館以外の観光産業を育むことが、いま町経済の課題と思われる…。

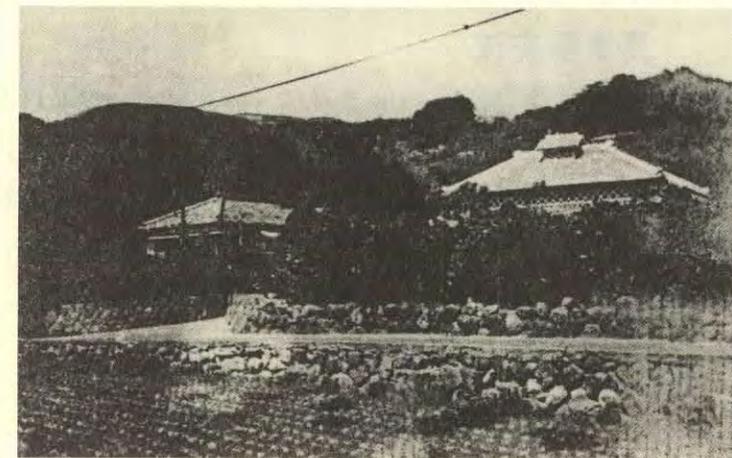
観光の高度化、文化化を目ざして

港の里づくり



(基本構想)

- 買物ツアアセンター
- シーフードレストラン
- ポケットパーク
- など



東伊豆町入谷の農村風影

知恵と感性の時代に対応するには

- ・話題になっているものは視察する。
- ・いろいろの活動に参加する。
- ・多くの人と話合い、情報を得る。
- ・美感味覚を養う。
- ・人を喜ばすことを学ぶ。



異業種交流

成熟した社会の商売は、いままでのように、同業種だけの考えでは、難かしい時代を迎えている。そのため、各業種間の相互交流が大切で、とくにこれからの観光は人々の生活にかかわるいろいろな組合せが重要であり、奈良本の里づくり構想もこの異業種交流から生まれた。

(2) 人づくり対策

高度成長期に 県内郡部地域で、自前の産業で発展してきたのは 数少ない。これは 旅館経営者等に優れた人材の輩出したことが、最も大きな理由と思う。その後継者が地方の時代を生抜いてゆくためには、よりたくましく 知的能力のある経営者がのぞまれる。こうしたことから 商工会では、昭和54年度に青年部を結成し、主として次の研修活動を実施してきた。この研修活動は ライオンズクラブと町の援助をいただいている。

東伊豆町商工会歴代青年部長

55	鈴木 邦 夫
56	稲 葉 晃
57	滝 正 雄
58	鈴 木 勉
59	木 村 賢 史
60	太 田 信 弘
62	黒 田 益 之

東伊豆町商工会後継者養成制度規定

第一条 この規定は定例第四二条第一項にもとづき、商工業後継者の養成を図り、地域経済の振興に寄与することを目的とする。

第二条 この規定による後継者とは、本商工会青年部に加入している

者とする。

第三条 この制度は、経営者としての知識、実践力を養うため次の事業を行う。

1. 後継者研修センターを設けての教育事業（58年度より）
2. 海外、国内に研修生を派遣する事業（58年度より）毎年3名
3. 後継者の自主的な研修を助成する事業（グループ研修活動）

第四条 前条の事業実施については、項目別に青年部の意見を参酌して別途要綱を定める。

第五条 この事業に要する費用は参加者の負担金及び商工会、県、町の助成または寄付金をもって当てる。

付 則 この規定は昭和59年4月1日より施行する。

多くの大企業が実施しているリゾートづくりは、近代的合理的なベルトコンベアに乗った余暇技能で果して人々は満足するであろうか。レクリエーションの本質は多少間抜けたもの、素朴なものが大切と思う。

こうした意味から 当町のリゾートづくりは軽井沢、箱根町のように地域総ぐるみの「地域主動型」のリゾートづくり

をめざすべきであろうと思う。又商業活動では 第2次流通革命を迎え建設業は旺盛な需要がありながら、労働力の不足が悩みの種となってきている。

こうした複合的かつ多様にわたる。町経済の課題を、乗り越えて素晴らしい町にして子々孫々に残してゆくのは今の町民の責務と思う。

6. 明日に向けて

日本経済は、昭和48年、昭和55年の二度の石油危機を乗り越え経済大国となった。そして昭和50年代の後半には円高の波が押しよせたが、これも克服し、昭和63年度に至っては、高度成長期のいざなぎ景気にひびきする経済成長を成し遂げている。

日本経済の当面の課題としては、労働時間の短縮、余暇時間の増大であろう。この面が欧米に遠く及ばないため、政府は1992年までに労働時間を40時間に短縮し 以後長期休暇の検討を進め「よく働きゆっくり休む」生活を基本目標としている。余暇時間が増加しても楽しく保養できる施設が大切と昭和62年に 総合保養地整備法（通称リゾート法）を施行し、大規模リゾートを早急に整備しようとしている。リゾート時代が訪ずれることは確実な時流である。しかしリゾート時代が来るからと伊豆の各温泉地は 両手を上げて嬉ぶわけにはいかない。今全国各地の大規模リゾートづくりは80余ヵ所に

及んでいる。そのいずれも大手資本が中心になって進められている。隣の河津町もそうである。リゾート時代は従来の観光パターン（一泊宴会型・流動的）は先ぼそり、既存温泉観光地の衰えもまた確実である。（一部の和風高級旅館は生残るであろう）。

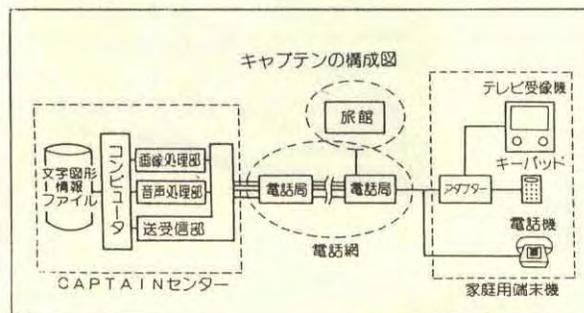
この危機を東伊豆町の観光がどう乗り切るか、命運をかけた時代が、訪れたように考えられる。

進む高度情報化社会

キャプテンシステム……電話で情報センターを呼び出せば、天気予報、スポーツ、教育、学習、経済、ニュースなど必要な情報を家庭やオフィスのテレビのブラウン管に文字や図形として映し出される。

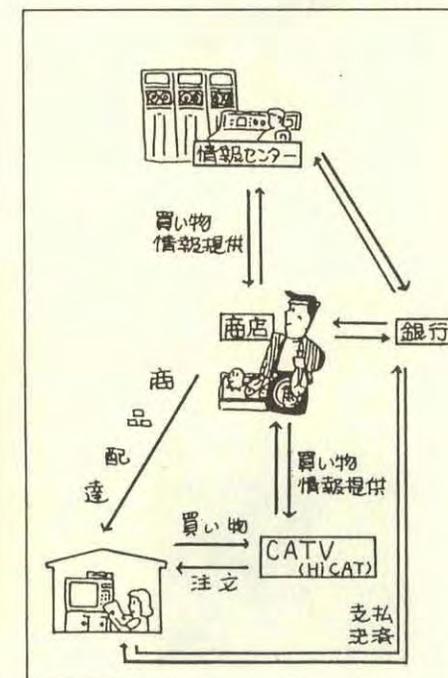
旅館業

観光宣伝や予約に利用



小売業

買い物情報や
注文販売に



ナガサキ 157074002

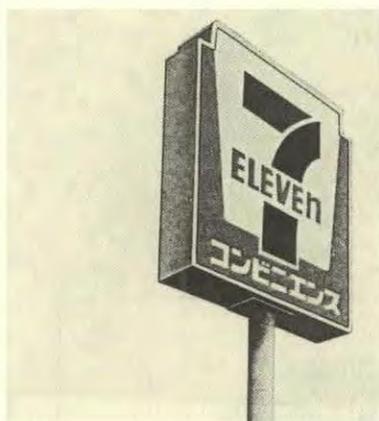
- 収容人員 350名 ● 駐車場 50台可
- 客室 和洋室 45室 (定員6名)
- 洋室 15室
- 宴会場 大(250名) 中(150名)
- 展望大浴場 ● 大型割烹
- 宿泊料

和洋室 (1泊2食付) ¥10,000より
洋室 (1泊2食付) ¥8,000より

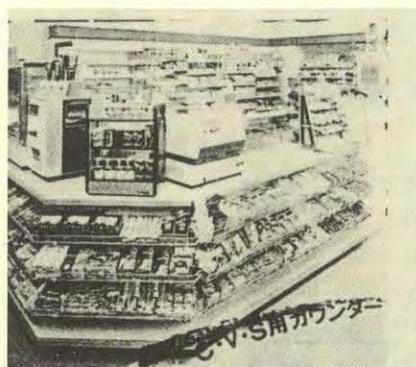
すすむ第二次流通革命

大規模小売店進出による第一次流通革命、そして、キャプテンシステムなどと結びつき暮らしと関連した様々な形態の小売店の進出は、いま第二次流通革命といわれている。

① コンビニエンスストア



大型店規制もあって大手資本によるコンビニエンスストアの進出が目立ってきた。



② 宅配

女性の職場進出などもあって「お届け宅配」はいま注目されている。



③ 通信販売

カタログ販売は当町でも増えている。



第6節 教育

1. 大川小学校校舎完成

昭和54年3月、大川地区住民待望の近代的校舎の完成をみた。この新校舎は鉄骨鉄筋コンクリート造三階建、総床面積1497.286平方メートル、昭和53年度事業として7月に着工、約7ヶ月の工期を経て完成した。



広前の岡に建つこの校舎、黒潮近きまなびやの窓、白雲ながる遠笠のみねと歌われる大川小学校も多くの歴史をもっている。

明治6年8月16日、賀茂郡八幡野学校大川村龍豊院仮借開校第107番小学第4支校と称した。明治10年8月大川村245番地へ新築移転、大川舎と称した。明治19年稲取小学校分校、同22年城東尋常小学校分教室、同35年北城東尋常小学校、大正5年大川尋常小学校、大正13年大川尋常高等小学校、昭和8年高等科を廃止、大川尋常小学校、昭和16年大川国民学校、

そして戦後の6・3制発足により城東村立大川小学校、34年町村合併により東伊豆町立大川小学校と校名変更になる。明治6年開校以来幾多の校名変更があったのを見ても今日の大川小学校の歴史の重みを感じられるのである。

大川小学校完成を最後に、町内5小・中学校が全部近代的鉄筋コンクリート校舎に改善された。同時に4体育館、2プールの施設も完備された。

2. 稲取幼稚園、園舎完成

昭和55年6月19日、県下に誇るすばらしい園舎が元稲取高校跡地に完成した。この園舎完成により町内すべての幼稚園で2年制保育が実現し、幼児教育に大きな期待がもたされた。



昭和55年6月21日、年少児131名の入園式が行なわれ、年長児と合せ304人、職員も3名増員され、11名の職員で運営される事になった。

稲取幼稚園は昭和22年10月10日、小学校女教師の日曜奉仕に始まる日曜学校としてスタート、25年10月幼児学園と改名、

専任教員2名、小学校女教師が補助に当った。昭和27年11月より保母1名増員されようやく全日制になった。

昭和30年稲取中学校が新築移転をした。その旧中学校校舎が応急修理され、ここに初めて独立園舎をもち午前保育が行なわれたのである。

昭和32年8月、町村合併により一足早く稲取町立稲取幼稚園となった。

昭和44年10月24日、新園舎が小学校敷地内に完成、RC造2階建一部鉄骨造であった。昭和50年3月でぜまになった教室を2階に1教室増築した。

昭和53年1月の大島近海地震により園舎は大きな被害を受けた。

こうして翌54年8月現在地に更に新しい園舎の建設が始まり、昭和55年6月今の稲取幼稚園が完成したのである。

昭和57年4月、近隣に先がけ稲取幼稚園に専任園長が誕生、熱川幼、双葉幼にも配置されるようになり小中学校長の兼任であったものが次々と解消、町内4幼稚園はすべて2年保育となり幼児教育は



益々充実してきた。

3. 静岡県立稲取高等学校新校舎完成

昭和42年9月1日、静岡県立稲取高等学校が東伊豆町字上野に新校舎の完成をみ全面移転をし、旧校舎の閉鎖をした。稲取高校の沿革

大正 8.10. 9 村立稲取実業補修学校設置認可(男子夜間部) 村立稲取尋常高等小学校に設置

14. 4. 5 (賀茂郡稲取町稲取614番地)

14. 4. 5 女子昼間部(本科2ヶ年)設置

15. 男子昼間部設置

昭和10. 7.30 町立稲取青年学校開設

11. 6. 1 町立稲取実業学校設置認可

男子部(農業科水産科) 2ヶ年100名 女子部 2ヶ年100名、乙種実業学校となる

15. 5.20 校舎移転(1・2校舎) 新築落成(賀茂郡稲取町上百尻1701番地)

17. 3.31 修業年限、定員変更、男子3ヶ年 300名 女子部2ヶ年 200名、甲種実業学校となる

22. 4. 1 県移管、静岡県立稲取実業学校と改称

23. 4. 1 学制改革により静岡県立稲取高等学校と改称

23. 9.30 定時制課程(農業科)開設

23.12.14 上河津分校開設 定時制課程(農業科)4年制 定員 160名 (賀茂郡上河津村湯ヶ野西畑 村立上河津中学校校内設置)、27年4月 女子短期家庭科設置

26. 4. 1 募集定員普通科 100名、農業科漁業科併せて 50名

28. 3 本校の定時制課程(農業科)廃止

30. 7. 1 校歌制定 土岐善麿作 信時 潔作曲

33. 9. 1 町村合併により、分校名称変更 稲取高等学校河津分校となる

34.10.23 河津分校 校舎移転(賀茂郡河津町湯ヶ野146の1番地)

37. 3.31 河津分校廃止

39. 4. 1 募集定員普通科 250名

40.10. 7 静岡県立稲取高等学校全面移転県議会可決

41. 2.12 東伊豆町稲取字上野 50,608㎡整地工事着工

42. 9. 1 新校舎完成移転、旧校舎

閉鎖

42. 9.16 格技場完成

43. 4. 1 募集定員普通科240名

43. 5. 8 体育館建築着工12・25竣工

44. 4. 1 募集定員普通科235名

44.11.15 創立50周年新築移転記念式典

45. 4. 1 募集定員普通科230名

46. 4. 1 募集定員普通科225名

53. 1.14 伊豆大島近海の地震により被災、運動場災害復旧工事開始、54.3.10竣工

53.12.21 プール(25m)建設着工、54.3.30竣工

54.10.11 卓球場新築

56. 3.25 体育館渡り廊下改築工事竣工

58. 3.24 夜間照明装置新設(6基)

58. 3.25 運動場防球ネット(長さ100m、高さ10m)新設

59. 2. 6 屋外便所新築(28.25㎡)

60.10.25 校舎第2棟耐震補強工事完成

61. 3.10 グランド北側法面保護工事完成

61. 4. 1 新制服制定

4. 東伊豆町小・中学校の沿革

(1) 東伊豆町立稲取小学校

明治6年6月11日、学制に基き稲取村公立小学「遷喬舎」を設置、本校を善応

院とし清光院、吉祥寺、栄昌院を分教室とした。各寺院をもって仮校舎にあて校地もその境内の一部を仮用した。

- 明. 20 稲取尋常小学校と改称
- 明. 27 本館第1校舎新築落成。各分教室を廃す
- 明. 28 高等科を併置し稲取尋常高等小学校と改称
- 明. 31 木造2階建第2校舎落成
- 大. 2 第3校舎増築
- 大. 9 第4校舎(下)増築
- 大. 12 高等科修業年限3年を認可(3年間)
- 大. 14 第5校舎～式場校舎増築
- 昭. 4 第6校舎手工室、家事室完成(昭. 8 台風のため倒壊再築)
- 昭. 7 郷土読本完成
- 昭. 12 校旗ができる
- 昭. 16 稲取国民学校と改称
- 昭. 22 稲取町立稲取小学校と改称
- 昭. 25 全国特選健康優良児表彰
- 昭. 27 保健衛生室改築
- 昭. 34 町村合併により校名変更、東伊豆町立稲取小学校
- 昭. 40 静岡県造形教育研究大会が開かれる
- 昭. 42 自主研究「創る・生きる・楽しむ」発表会
- 昭. 44 学校給食開始
- 昭. 45 鉄筋4階建新築校舎完成(旧校舎取り壊す)

- 昭. 48 プール完成(15m×25m)(6m×6m)
- 昭. 50 } 全日本リード合奏大会に出場
- 昭. 51 } 53
- 昭. 51 P T A県表彰
鉄筋2階建屋内運動場完成
- 昭. 53 体育科自主研究発表会
校内体育研修が全国表彰を受ける
- 昭. 55 稲小百年史「遷喬」発刊記念式典
- 昭. 58 本館校舎耐震補強工事完了
- 昭. 59～60 県教委指定「幼小中一貫教育「進んで取り組む稲取っ子」の育成を発表
- (2) 東伊豆町立熱川小学校
明治6年8月15日、足柄県賀茂郡公立小学校八幡野学校第4分校として創立、明治9年9月奈良本舎と改称し独立校となる。
- 明. 19 学区変動によって、稲取尋常小学校の分校となる
- 明. 22 町村制のさい4分校を合併し城東尋常小学校と改める
- 明. 25 南城東尋常小学校と改める
- 明. 29 高等科を併置し南城東尋常高等小学校となる
- 明. 37 高等小学校の修業年限を延長し4ヵ年とする
- 明. 41 校舎建設竣工 4教室

- 大. 2 第1校舎竣工し1・2年移転
- 大. 5 城東尋常小学校と改称
- 大. 12 白田分教場を2学級とする
- 大. 14 建坪55坪の校舎竣工し高等科1・2学年が移る
- 昭. 16 静岡県賀茂郡城東村城東国民学校と改称
- 昭. 22 学校教育法により6・3制の教育実施に伴い義務教育6ヵ年となる
- 昭. 27 南側5教室増築、中学校校舎と交換して小学校使用
- 昭. 28 玄関北側4室(職員室・宿置室・3教室)を改築
- 昭. 33 運動場の土堤をスタンドに改築、水洗便所完成(工費80万円)
- 昭. 34 城東村・稲取町の合併により東伊豆町立熱川小学校と改称
- 昭. 48 東伊豆町学校給食共同調理場落成
- 昭. 44 学校図書館を新築
- 昭. 45 運動場に散水施設を設置
- 昭. 47 プール完成
- 昭. 49 北校舎竣工
- 昭. 50 南校舎竣工
- 昭. 51 交通公園竣工
- 昭. 59 耐震補強工事完成
- (3) 東伊豆町立大川小学校
明治6年8月18日、賀茂郡八幡野学校大川村龍豊院仮借開校107番小学校第4支校と称した。

- 明治10年8月15日、大川村245番地へ新築移転、大川舎と称した。
- 明. 19 稲取小学校分校となる
- 明. 22 城東尋常小学校となる
- 明. 35 北城東尋常小学校となる
- 大. 5 大川尋常小学校と改称
- 大. 13 修業2年の高等科を併置、大川尋常高等小学校となる
- 昭. 8 高等科廃止、大川尋常小学校となる
- 昭. 16 国民学校令の施行により城東村立大川国民学校と改称
- 昭. 22 城東村立大川小学校となる
- 昭. 27 校地拡張、敷地878坪
- 昭. 30 1月校舎新築
- 昭. 32 教員住宅新築11.5坪
- 昭. 34 町村合併により東伊豆町立大川小学校となる
- 昭. 44 2階1教室増設
- 昭. 46 児童用及職員用便所改築
給食受渡室改修
運動場に撒水器取付
- 昭. 51 伊豆地方集中豪雨により裏斜面崩壊
- 昭. 52 特別教室増築
- 昭. 53 伊豆大島近海地震発生により校舎一部破損
校舎新築工事着工
- 昭. 54 校舎新築工事竣工
- 昭. 60 ふるさと交流学習推進モデル校として2ヵ年にわたり県指定

を受ける

(4) 東伊豆町立稲取中学校



昭22年4月17日、6・3制施行に伴い稲取小学校に併置の形で開校。

授業開始は4月23日で、開校時の規模は、8学級、生徒数415名、職員数は、わずか11名の陣容で発足した。

- 昭. 24 職員室と5教室を増築
- 昭. 26 県教委指定道徳教育発表会をもつ
- 昭. 30 小学校敷地より独立、当時賀茂地区の先端をきり近代的鉄筋3階建校舎を眺望のよい丘の上に新築完成
校歌制定
- 昭. 34 町村合併により東伊豆町立稲取中学校と改称
- 昭. 38 技術科室完成
町の功労者田村町吉翁の胸像を玄関前に建立
- 昭. 39 県教委指定特活発表会
- 昭. 42 全国教育美術展高松宮賞受賞
通学橋「若木橋」完成

第12回学研教育賞受賞

- 昭. 43 賀茂地区初の体育館完成
- 昭. 46 全国教育美術展高松宮賞受賞
- 昭. 47 全国教育美術展文部大臣賞受賞
- 昭. 48 全国教育美術展美術教育振興会長賞受賞
- 昭. 50 全国教育美術展日本放送協会会長賞受賞
- 昭. 52 全国教育美術展高松宮賞受賞
伊豆大島近海地震で校舎に被害を受ける
- 昭. 53 災害復旧校舎改築
全国教育美術展文部大臣賞受賞
- 昭. 55 川奈沖地震で被害を受ける
中学校総体県バレーボール大会男子バレー優勝
- 昭. 57 県スポーツ祭男子バレー優勝
- 昭. 58 耐震補強工事完成
- 昭. 59~60 県教委指定幼・小・中一貫教育に取組み発表会をもつ
- 昭. 61 中学総体県バレーボール大会男子バレー優勝
体育館大改修

(5) 東伊豆町立熱川中学校

昭和22年4月1日、城東村全域を学区とし、城東村立城東中学校として、城東村立城東小学校内に併置した。

開校時の規模は、5学級、生徒数231名、教職員数9名であった。

- 昭. 24 校舎落成式挙行（小学校隣接木造校舎）
- 昭. 25 城東婦人会よりベビーオルガン1台を寄贈
- 昭. 29 県教委指定保健教育の発表
- 昭. 32 校服の制定
- 昭. 38 校舎建築の測量、起工式
- 昭. 39 女生徒セーラー服（夏服）を制定
- 昭. 41 アメリカン・スクールとの交歓会、耐寒訓練実施
- 昭. 42 文部省指定道徳教育研究校となる
- 昭. 43 学校給食が実施される
文部省指定道徳教育研究発表会
- 昭. 44 体育館落成式
- 昭. 45 運動場散水施設設置
県教委指定体育研究校となる
- 昭. 46 各教室へテレビ配置
運動場フェンス取付け
- 昭. 47 図書室新築
- 昭. 50 運動場拡張（テニスコート2面）
全国教育美術展、日本放送協会会長受賞
- 昭. 51 県教委指定安全教育研究校となる
- 昭. 52 運動場拡張工事完了
- 昭. 53 伊豆大島近海地震発生体育館等被害を受ける

「参画」についての自主研究発表

- 昭. 55 運動場夜間照明施設設置
- 昭. 57 新校舎落成式（鉄筋3階）
全校生徒交通安全腕章をつける
- 昭. 59 校舎裏境界工事、放送機新規購入
- 昭. 61 体育館全面改修工事
自主研究発表「ふれあいを求めて」——師弟同行による実践——。



(6) 東伊豆町小中学校児童・生徒・教職員数の推移

校名 種別 年度	稲取小学校			熱川小学校			大川小学校			稲取中学校			熱川中学校		
	学級数	児童数	職員数	学級数	児童数	職員数	学級数	児童数	職員数	学級数	生徒数	職員数	学級数	生徒数	職員数
昭22	19	人 1143	人 25	人 13	人 603	人 17	4	人 126	人 6	8	人 415	人 11	5	人 231	人 9
27	23	1161	29	16	664	19	6	122	8	12	495	18	8	323	12
32	24	1315	28	16	660	19	5	130	7	12	563	21	9	384	15
37	24	1104	28	16	594	19	5	105	7	16	747	23	10	461	17
42	20	736	26	16	569	21	5	82	7	13	541	21	10	367	17
47	21	783	27	18	645	24	6	118	9	9	356	18	9	336	17
52	25	918	32	18	675	24	6	109	9	10	402	18	9	353	18
57	27	984	34	19	727	24	6	111	10	14	501	24	11	409	20
62	25	846	32	14	468	20	6	112	10	13	496	24	10	401	20

5. 社会教育

昭和24年社会教育法公布により、戦後の社会教育の指針が示された。

その後つぎつぎと法の改正や指導がなされ、特に社会教育主事の設置によって社会教育は飛躍的發展をとげ今日に至った。

(1) 審議機関、推進機関

① 社会教育委員会

- ・東伊豆町社会教育委員会条例が制定され（昭和34年11月28日制定昭和59年3月14日改正）これにより社会教育委員会が発足した。
- ・委員の定数は15名、委員は委員会を構成し互選によって委員長副委員長を定める。
- ・会議は定例会を2ヶ月に1回と

し、必要に応じて臨時会を開催する。

- ・委員は教育委員会が委嘱し、次の仕事をする。

- (ア) 社会教育に関する諸計画の立案
- (イ) 教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見具申
- (ウ) 前二項を行うために必要な研究調査
- (エ) 事業の計画策定、事業の実施の調査審議

② 東伊豆町社会教育推進委員会

- ・東伊豆町社会教育推進委員会設置及び服務に関する規則が制定され（昭和57年11月22日制定）これにより社会教育推進委員会が発足した。

- ・推進委員の定数は10名
- ・推進委員は、町民の学習活動を促し、明るく豊かな町づくりを目指し、本町の社会教育の振興をはかるため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (ア) 東伊豆町社会教育事業の具体的活動の推進をはかること
- (イ) 地域での学習活動の推進をはかること
- (ウ) 町民一般に対して社会教育について理解を深めること
- (エ) その他、町民の社会教育振興のため必要な活動を行うこと

③ 東伊豆町青少年問題協議会

- ・東伊豆町青少年問題協議会設置法が制定され（昭和41年11月25日制定、昭和56年3月13日改定）これにより青少年問題協議会が発足した。
- ・各行政機関の連絡調整をはかると共に、青少年対策の総合施策の樹立に関する調査審議を行う機関となった。
- ・委員15名以内で会長は町長をもってあたる。

(2) 見るスポーツから

行なうスポーツへ

＝東伊豆町総合グラウンド建設＝

近年スポーツに対する受けとめ方は見るスポーツから行なうスポーツに転換されつつあり、スポーツ人口が急激に増加してきた。その増加の波は当、東伊豆町に於ても全く例外ではない。

文部省の調査によると、昭和47年度1年間に何らかのスポーツ活動をした人は国民の60パーセントに達し、スポーツ人口は昭和32年の4.5倍、又わが国のスポーツ施設は全国で15万、その70パーセントは事業所が所有、公共施設と民間施設がそれぞれ7パーセントの割合になっていた。

今後余暇の利用あるいは健康増進のためにスポーツ人口は、益々増加するものと思われる。

そこで町では、スポーツをしたくとも



適当な施設がない。そんな悩みを少しでも解消するため、地域住民の体力増強を目的に48年49年度予算で、バイオパーク入口に総合グラウンドが建設された。

東伊豆町立総合グラウンド……所在地 東伊豆町稲取字白窪3350番地

施設名	建設年	総工費	競技場面積	付属施設	使用可能種目
野球場	昭和年 48・49	約 万円 4,391	m ² 9,900	便所・水飲場 駐 車 場	野 球 ソフトボール
テニスコート	50	2,860	3,800	更衣室・便所	テニスコース バレーボール
運動場	52	6,610	3,184		陸上競技 サッカー 少年ソフト

運動場 1周 150m
巾 24m

(3) 青少年健全育成会の結成

熱川地区に続き稲取地区でも青少年健全育成会の結成をみる。

「青少年問題はもう個人だけの問題ではない。」

昭和57年、静岡県知事（青少年対策室）より、熱川中学校区が青少年健全育成会モデル地区の指定を受けたことを契機に、昭和58年2月16日に発足会、3月12日、熱川地区連絡協議会総会を経て、その活動が活発に行なわれ今日に至っている。

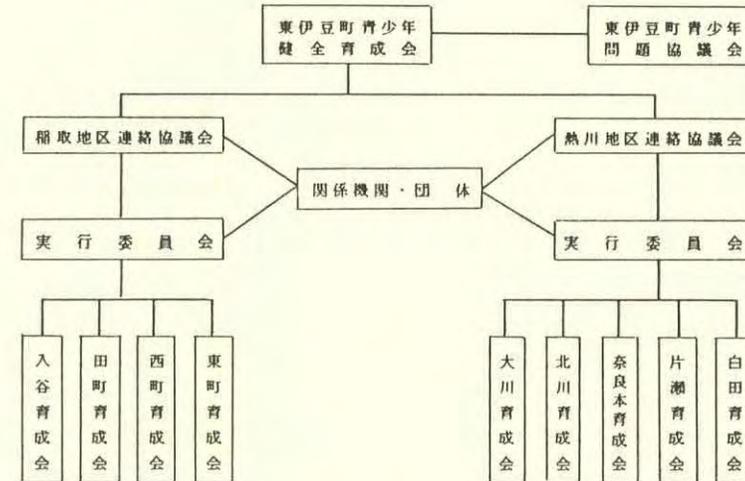
次代を担うものはいつの時代にあっても青少年である。その青少年が心身共に健全でたくましく成長することは、子供をもつ親だけでなく、町民すべての願いである。今、社会が急激に変化していく中で、青少年の非行はますます深刻の度合を増し大きな社会問題となっている現状をみつめ、地域の一人一人がこの事を

真剣にとらえ、地域ぐるみで青少年の健全育成を図っていかねばならない。



こんな状況の中で稲取地区にも是非共育成会をという声が高まり各種団体の理解と熱意により昭和59年5月29日稲取地区PTA連絡協議会、青少年団体指導者連絡会、区長会、PTA役員会等々多く会合を重ね8月24日結成準備会を経て、昭和59年10月29日、稲取地区健全育成会が結成され地域の人々の協力と努力により活発な活動が続けられている。

※東伊豆町青少年健全育成会組織



※ 各区育成会は、

育成会長と、各区より選出された育成指導員を中心に、青少年関係機関、団体と連携をはかりながら、地区内の環境浄化活動をすすめる。

※ 地区連絡協議会

代表者による会合で、育成活動の方針をきめ、実際の企画運営は実行委員が行う。総会では、全体的な学習や活動確認を行う。



※青少年健全育成会63年度行事予定

昭和63年度 熱川地区青少年健全育成会依頼行事予定

月	行 事 名	内 容
5	町 民 大 会	町民大会参加
6	実 行 委 員 会	
7	街 頭 キ ャ ン ペ ー ン	街頭でのチラシ等の配布
7	巡 回 指 導	海上大文字花火大会巡回指導
7	夏季一斉立入調査、補導	県下一斉の立入調査、補導
10	教 育 講 演 会	PTAとの合同講演会
11	街 頭 キ ャ ン ペ ー ン	各戸にチラシ等の配布
11	青少年の主張発表大会	小・中・高・一般青少年の意見発表会
12	実 行 委 員 会	
12	冬季一斉立入調査、補導	県下一斉の立入調査、補導
3	実 行 委 員 会	

昭和63年度 稲取地区青少年健全育成会依頼行事予定

月	行 事 名	内 容
6	実 行 委 員 会	
7	街 頭 キ ャ ン ペ ー ン	街頭でのチラシ等の配布
7	夏季一斉立入調査、補導	県下一斉の立入調査、補導
10	教 育 講 演 会	PTAとの合同講演会
11	街 頭 キ ャ ン ペ ー ン	街頭でのチラシ等の配布
11	青少年の主張発表大会	小・中・高・一般青少年の意見発表会
12	実 行 委 員 会	
12	冬季一斉立入調査、補導	県下一斉の立入調査、補導
3	実 行 委 員 会	

(4) 勤労者体育の振興

東伊豆町勤労者体育センター完成（昭和61年）働く人のスポーツ広場として中小企業に勤められる方の福祉の増進や、

企業の雇用の安定を図る目的で建設された。働く人々の“健康とふれあいの場”としての利用が大いに期待される。

東伊豆勤労者体育センター

- 1) 建設主 雇用促進事業団・静岡県・東伊豆町
- 2) 位置 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3348番地の19
- 3) 敷地面積 6,057.96㎡
- 4) 建築構造 鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨1部2階建
- 5) 規模 建築面積 2,110.78㎡ 延面積 2,214.94㎡
- 6) 工期 着工 昭和60年10月13日 竣工 昭和61年3月25日
- 7) 各室面積

室 名	面積㎡	室 名	面積㎡	室 名	面積㎡
体 育 館 (アリーナ)	1,415.31	便 所	42.59	キ ャ ッ ト ウ ォ ー ク	91.10
事 務 室 (ミーティングルーム)	43.51	更 衣 室	31.03	廊 下 ・ 階 段 ・ そ の 他	76.18
玄 関 ・ ホ ー ル	110.71	卓 球 場	223.47	機 械 室	3.60
器 具 庫	57.75	ト レ ー ニ ン グ ル ーム	100.00	ポ ン プ 室	6.63
		倉 庫	13.06		

- 8) 事業費

本体工事費……………242,800,000円 〔電気設備工事・給排水衛生設備 工事・外構工事・駐車場工事・ 一部体育器具備品を含む〕 備品購入費……………5,000,000円	委託料……………9,600,000円 (設計監理・測量) 事務費……………1,247,000円 計……………258,647,000円
---	---



体/育/設/備/



(5) クロスカントリー専用コースの完成

東伊豆町クロスカントリーコース（5kmコース）は、日本で初のクロスカントリー専用コースとして完成、1周5キロの周回コースで高低差は45メートル。最高部はスタート後800メートル地点で標高276メートル、最低部は3.5キロ過ぎて標高231メートルである。

このコースの幅は、スタートからしばらくは18メートル、それ以外は3メートルになっていて、表面は芝生もしくは枯れ草でおおわれている。ランナーは、松やヒノキの林をぬけて、稲取岬やその先に広がる伊豆の海を一望したあと、心臓やぶりの丘と呼ばれている急坂を駆け上がりゴールへ向う。このバラエティに溢れるコースは、カットしたりつなぎ合わせるによってさまざまな距離のレースが行なえる。

① とうきゅうカップ報知東伊豆クロス

カントリー大会（第1回59年11月18日(日)）

東伊豆町の日本初の専用クロスカントリーコースに於てとうきゅうカップ報知東伊豆クロスカントリー第1回大会が開かれたのは1984年（昭和59年）秋であった。回を重ねて今年度（昭和63年）第5



回目が10月23日（日）に実施された。全国的規模で北は北海道から南は九州に至る愛好家が東伊豆をめざし集まったことは嬉しい極みである。

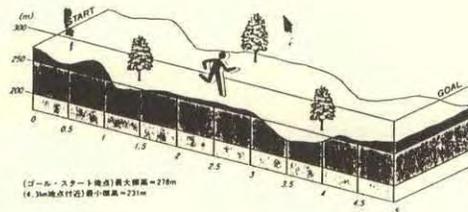
毎回の参加者は、その数町内外を合せ二千人を越え、中学生から70才を越える

東伊豆町クロスカントリーコース（5kmコース）

※10kmレースは、5kmコースを2周廻ります。



●東伊豆町クロスカントリーコース高低図



愛好家又、日本のトップランナーの参加を得て盛況である。

② ランナーズクロスカントリーin東伊豆も昭和63年6月5日に実施され第3回を迎えたのである。

近年、マラソン競走或は駅伝競走やジョギング愛好家が増加しつつある。

③ 町教育委員会でも町内愛好者を対象とした東伊豆町クロスカントリー大会の計画、実施などその活用も地についてきている。



(6) 社会教育（文化）活動計画（昭和63年度）

(1) 本年度の努力点

- ◎ 地域に根ざした、地域住民の生涯にわたっての学習の場と機会の設定により心身ともに健康で、人間性豊かな町民育成の基礎づくりにつとめる。
 - ① 青少年をとりまく環境の浄化と健全育成
 - ・地域活動の奨励推進を図る
 - ・青少年の社会活動への参加を進める
 - ・家庭機能（教育）の向上推進
 - ② 各世代に応じて学習の組織化と団体育成
 - ・地域住民の生涯学習の一環としての青少年教育、成人教育、婦人教育、高齢者教育等の教室、諸講座の充実を図る。
 - ③ 芸術文化の振興と文化団体の育成
 - ④ 郷土の伝統文化の育成と文化財、郷土史料等の整理を計画的に進める。
 - ⑤ 社会教育の人的、物質的充実
 - ⑥ 体育スポーツの振興を図り、心身ともに健康な町民の育成を目指す。

(2) 事業

① 関係諸委員会の活動

ア. 社会教育委員会

- ア) 社会教育に関する諸計画の立案
- イ) 教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見具申
- ウ) 前二項を行うために必要な研究調査
- エ) 事業の計画策定、事業の実施の調査審議

オ) 委員数 15名

カ) 定例会 原則として2ヶ月に1回とし必要に応じて会を開催

イ. 文化財保護審議会

- ア) 文化財の保護、保存計画の策定
- イ) 住民と密着した文化財愛護運動
- ウ) 文化財に関する調査、研究及びそれに基づく結果による意見の具申
- エ) 委員数 10名

オ) 定例会 毎月1回を原則とする

ウ. 体育指導委員会

- ア) スポーツ振興のため、住民に対しスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う。
- イ) スポーツ大会の実施、運営への協力。
- ウ) 学校体育施設開放事業実施運営への協力
- エ) 委員数 10名

オ) 定例会 毎月1回

② 他の機関との連絡調整

上部機関との業務系統、指導体制の分化等による事業実施上混乱を生じないように十分に留意し、関係部門、機関と連絡調整を行い効果的な社会教育活動を推進する。

③ 社会教育施設の整備

- ・東伊豆町率総合グラウンド
野球場 テニス、バレー兼用コート 運動場
- ・施設の補修、排水処理
場内清掃除草整備作業

④ 団体活動の助成、連絡調整、指導者養成

- ア) 社会教育関係団体の事業費補助事業
- イ) リーダー研修、リーダー養成講座への派遣助成
- ウ) 社会教育委員会を通じての情報交換
- エ) 企画運営、指導講師、助言者のあつ旋と調査、資料の提供

⑤ 学級、講座の開設

- ア) 乳幼児教室
- イ) ふるさと学級
- ウ) 家庭教育学級
- エ) 婦人学級
- オ) 高齢者学級
- カ) 本の読み聞かせ教室
- キ) 成人自主文化活動（編み物、和紙、民謡、リホーム、カラオケ）
- ク) 講座、教室、講習
 - ・パソコン基礎講座 ・ワープロ教室 ・カラー魚拓教室
 - ・16mm映写技術講座 ・版画教室 ・英会話教室

⑥ 芸術文化活動の振興

- ア) 自主的なグループの活動の育成奨励
- イ) 文化協会との連携による文化祭の開催
- ウ) 芸術文化活動 伝統芸能（落語と奇術）

⑦ 図書活動と読書の奨励

- ア) 巡回図書による読書の奨励
- イ) 図書館の開館と読書を通じての地域活動をすすめる

⑧ 明るい家庭づくりと青少年の生活環境浄化

- ア) 家庭教育学級による母親教育
- イ) 町PTA連絡協議会との連携による家庭への啓蒙と教育講演会の開催
- ウ) 「青少年の主張」発表大会の開催
- エ) 青少年問題協議会との情報交換

- オ) 有害図書の排除運動の推進
- カ) 家庭、地域における一斉運動の推進
- キ) 「第3日曜日 家庭の日」の活動推進
- ⑨ 文化財愛護と文化財の保存、整備
 - ア) 町内文化財、天然記念物等の愛護運動の推進
 - イ) 民俗民具の収集と整理と展示会
 - ウ) 町誌編さん活動の推進
- ⑩ 健康体力作りとスポーツ活動
 - ア) スポーツ教室の開設
 - イ) スポーツ大会の開催
 - ウ) 軽スポーツの普及
 - エ) スポーツ指導者講習会
 - オ) スポーツ事故防止とスポーツ保険加入の奨励
 - カ) 地域スポーツ活動の振興と指導事業の強化
 - キ) 社会教育施設の開放と利用促進
 - ク) 学校体育施設の開放と利用者マナー教育
 - ケ) 体育協会活動援助の提携によるスポーツ振興
 - コ) 社会体育施設整備計画の策定
 - サ) スポーツ大会の委託

(3) 内 容

- ① 乳幼児学級
 - ・乳幼児の心身の発達
 - ・幼児の質問を育てる
 - ・親子で楽しむリズム遊び
 - ・乳幼児の発達とその特長
- ② 家庭教育学級

両親に対して家庭教育に関する基礎的に学習の機会を拡充し、健全な家庭を育成するため、まず、自らの考え方姿勢を正し、未来に期待される子どもの成長をつちかう目的で開設。

 - ・豊かな心を育てる教育
 - ・性教育のあり方
- ③ 婦人学級

婦人の最も身近な諸問題を中心に、教養の向上と相互の人間関係を深めることを目的として開設。
- ④ 成人教育学級

日常生活に必要な知識と技術を身につけ、問題を把握してその解決を図ると共に、情操豊かな現代感覚に富む社会人の形成を図る。

- ⑤ 青年教室
 - ・心身ともに健康で、高度情報化社会に生きる青年の育成を図るとともに進んで国際社会の理解を深める。
 - ・自主的活動を促進し、地域づくりへの意識を高める。

(4) 青少年対策

青少年が人間尊重と連帯の精神に満ち、豊かな創造力や自主性をもった人間として、心身ともに健全に成長していくことを、すべての町民は願っている。しかしながら、急激な社会、経済の変化は青少年をとりまく環境や、青少年の意識と行動に大きな影響を与え、さまざまな問題を生み出している。

青少年の健全育成は、家庭、学校、幼稚園、職場、地域社会等が、その果たすべき機能、役割、責任を明らかにし、相互の連携と協調をはかることが重要である。

青少年の豊かな心を育て、若々しい情熱とエネルギーを明るく豊かな地域社会の建設に向けて発露できるよう町民総参加の運動として積極的に推進する。

(5) 教育相談

児童、生徒の問題行動は、極めて複雑化し、そのため教師や親のかかえている問題や悩みも多様化しているため、青少年の健全育成を阻害する問題について、幅広く積極的に相談、指導、助言をし、また、学校への訪問、関係機関団体と緊密な連絡を積極的に行い、教育相談の充実をはかる。

登校拒否、学校生活、生活習慣、言語、身体、家族関係、万引、盗み、ぐ犯不良行為、その他

(6) 文化協会

住みよい、活気ある、郷土の実現は、町民の知性の豊かさの量にかかっている。住民文化の向上は行政指導によるところが大きい。

文化の香り高い郷土の建設には道路も、橋も、港も、自然環境保全、各種施設経済の活発さ等々大切である。これらを無視することはできないが、とりわけ住民の知性を高めることが大切である。

形つくって魂いれずになつては、香り高い郷土は生れない。

常に物と心の一体化を進めることが行政の仕事である。人間の身体と心の一体化を進める行政の手・足となって働くのが文化協会の任務である。

文化協会に百万円の補助金を出しておれば、東伊豆町の文化活動は盛んになるはずと考えられておるならば、大いに反省しなければならない。

町に文化活動の拠点のあることが活動始動の原点である。町民が手軽に集会や、学習活動のできる施設が今の状況でよいであろうか。

文化会館建設促進は急がねばならぬ問題であるが、現状としては各地区にある公民館を文化活動分極点としての公民館活動の組織化を計らなければならない。多くの町民が気安く利用し各自を高める施設となるよう工夫されなければならない。

昭和63年度 社会教育文化事業一覧表

区分	事業名	目的・内容	期日	場所	対象
乳児・幼児教育	乳幼児教室	入園前の子を持つ親は何を学び、子どもとどの様に接するべきか。	年3回程度	各地区の幼稚園	入園前の子をもつ親
	3才っ子ハガキ通信	三才児をもつ親への育児に関するハガキ通信	年6回程度	ハガキ通信	三才児をもつ親
	家庭教育学級	園児をもつ親同志が、ふれ合いの中で、しつけに関する話し合い、学習会を行う。	5月～平成元年3月 (6回～10回程度)	町内の各幼稚園	園児の親(保護者)
	家庭教育学級指導研修会	よりよい学級運営のため、研修会に出席する。	10、2月(2回)	東部教育事務所、賀茂社協町内の園地	各学級の指導者、運営委員他
青少年教育	本の読み聞かせ方教室	本を読んでやる大切さ、読み聞かせ方のコツ等の学習会	7月 10月	幼稚園	乳幼児もつ親
	城東ふるさと学級	自然の中で学級生同志や大人とのかかわり、ふれあいといったあらゆる場面を通して“ふるさと”を創り出す。	5月～平成元年2月	熱小・稲取・大川小・野外等	小学校4年～中学3年生
	教育相談	小・中・高校生をもつ親の心配事に関する相談	4月～平成元年3月	教育委員会	小・中・高校生の親
	青少年の主張発表大会	現在の少年・少女の考え方、社会のみかたは?	11月27日(日)	役場大会議室	小6・中・高校生
	青少年育成団体指導者連絡会	青少年の団体指導者による現況報告などを基に、指導者があるべき姿、指導方法につき学習する。	3ヶ月に1度(年4回)	役場会議室等	青少年団体の指導者学校関係者他
	生徒指導者連絡会	生徒指導にたずさわる方々による、青少年の現状把握や問題追求を通じ、青少年指導のあり方を協議する。	年6回程度	役場会議室等	生徒指導者
	家庭教育学級	小・中学生をもつ親が何を学び子どもと接すべきか? あなたの子供は伸び伸び生きていますか?	年6回	〃	小・中学生の親、希望者
青年教育	青年学級	若者の仲間づくりから地域・町づくりは始まる。	5月～平成元年3月	地区公民館、体育館、野外、役場	町内の青年男女50名
	青年の船	若者の限りない夢をのせ、青年の船が出航します。	12月～平成元年1月上旬	中国	町内の青年男女2名
成人・婦人教育	婦人学級	日常生活での婦人がかかわりをもつ課題の学習	5月～平成元年2月	役場会議室	婦人学級生、一般婦人
	婦人教育指導者研修	婦人教育推進のため、県の行う婦人教育指導者要請講座に出席。	6月6日～7日、9月6日、10月8日～9日	焼津、朝霧	婦人学習団体のリーダー
	パソコン教室	パソコンの基礎の習得と応用技術の習得	これらの教室に参加希望される方はその都度町広報、回覧等でお知らせしますので気をつけておいて下さい。 尚、各教室とも30名でメ切ります。 詳細については、教育委員会・社会教育係までご連絡下さい。		
	ワープロ教室	ワープロの基礎の習得と応用技術の習得			
	年賀版画教室	楽しい版画を作り夢を広げよう。			
魚拓教室	特殊絵の具を使用しての魚拓づくり				
16mm映写技術講習会	16mm映写機を使って学習の幅を広げよう。				
高齢者教育	あじさい学級	生甲斐とは自分で創るもの、その糸口をこの学級から見つけてはいかがでしょう。	4月～平成元年3月	地区公民館他	町内高齢者
その他	青少年健全育成会	人づくりは町づくり。大人の反省から健やかな青少年、明るい町づくりが生まれる。	毎日	あらゆる場所で	全町民
	教育講演会	講演の中から人の生きざまを知り、自分の日常生活に生かす。家庭教育のあり方	10月	学校の体育館	一般(成人)
	芸術文化劇場(県文化課・芸術文化係)	伝統芸能(落語・奇術)に親しんでもらう。才賢他	11月 8日	稲取小学校体育館	小・中学生一般
	読書活動普及事業(巡回図書)	巡回図書の無人貸出し!	年間	幼・小の学校	園児、小学生、一般
	成人式	町民は祝福を、成人は自覚と夢と責任を!	平成元年1月15日	東伊豆町役場	S43.4.2～S44.4.1生れの方
	社会教育人材募集	社会教育分野で活動できる方をおしえて下さい。	随時	随時	随時
	社会教育関係団体との連携	社会教育の充実・推進の為、相互協力をはかる。	随時	随時	随時
町民文化祭	町民の自主的運営で開催される文化芸術の発表会、相互協力と役割分担によるあなたの文化祭にしましょう。	11月	稲小体育館又は熱小体育館	全町民	

(7) 文化財保護審議会

- ・ 昭和52年3月19日 東伊豆町文化財保護条例制定
- ・ 昭和52年3月19日 東伊豆町文化財保護審議会条例制定

(東伊豆町文化財保護条例第1条の

目的を達成するために東伊豆町文化財保護審議会を置く)

・ 文化財審議会の仕事

昭和52年7月、東伊豆町に、文化財審議会が設立された。

審議会の仕事のあらましは次のとおりである。

教育委員会の諮問をうけて、町内の、いろいろな文化財のチェックを行い、その価値や維持、保存などに関して、教育委員会に答申したり、審議会としての、意見を具申するなどの仕事を行う。次に質問の形で更に仕事の内容を明らかにしてみる。

問 文化財と呼ばれるものには、どんなものがあるか。

答 普通、文化財を次のように分けてい

るが、その具体的な内容は、とても幅広いものなので後でくわしく記すことにする。

①有形文化財と呼ばれるもの

建物、絵画、彫刻、工芸品、書物、古文書など、形のあるもので、歴史上又は芸術上価値の高いものや、考古資料や歴史資料などを指している。

②無形文化財と呼ばれるもの

演劇、音楽、工芸技術など目に見ることとはできるが形にのこらないもので、歴史上、芸術上、価値の高いものをいう。

③民俗文化財と呼ばれるなまま衣食住、職業、信仰、年中行事に關係のある風俗習慣、民俗芸能とこれに用いられる道具や建物などで、町民の生活の移り変りの理解のために役に立つものを指している。

④記念物と呼ばれるもの

古墳・城趾、旧い家などの遺跡や庭園・橋・溪谷・海浜・山岳・その他の名勝地で町にとって芸術上、観賞上で価値の高いものや、動・植物・地質鉱物とその所在地や、棲息地をいう。

⑤伝統的建造物群と呼ばれるもの

まわりの環境と一体をなして歴史的な風致を形づくっている伝統的な建物群をいう。例えば木曾の妻籠宿などである。

(8) 東伊豆町体育指導委員

・ スポーツ振興法(昭36年、法律第141号)第19条に基づき、東伊豆町体育指導員設置規則(昭和53年5月11日制定)が制定され体育指導員がおかれた。

・ 職務

①町民の求めに応じてスポーツ実技の指導を行うこと。

② 町民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること

③学校公民館等の教育機関、その他行

政機関の行なうスポーツ行事又は、事業
 に関し協力すること。

④スポーツ団体、その他の団体の行な
 うスポーツに関する行事又は事業に関し
 求めに応じ協力すること。

⑤町民一般に対し、スポーツについて
 理解を深めること。

⑥前各号に掲げるものの外、町民のス
 ポーツの振興のための助言を行なうこと。

・定数10名 任期2年

(9) 東伊豆町社会体育推進員

・社会体育の振興をより一層はかるた
 め東伊豆町社会体育推進員設置及び服
 務に関する規則（昭和57年11月22日制定）
 に基づき社会体育推進委員がおかれた。

・職務

社会体育担当者の指導助言のもとに、
 社会体育全般にわたる直接指導、スポ
 ーツ相談又は社会体育関係団体の育成等
 にあたる。

・定数15名

(10) 社会教育（体育）活動計画（昭和
 63年度）

①本年度の努力点

スポーツ人口の拡大と活発化を図る為、
 老若男女を問わず多くの地域住民がス
 ポーツに対し気軽に参加し、親しみ住
 民相互の親睦を深め、健康な心身を養
 うことが出来るよう各年齢層に合った
 各種スポーツ教室、大会を開催する。

従来からの町営グラウンド及び学校体育

施設に加え昨年度は勤労者体育館の完
 成と、年々体育施設の充実が進められ
 ている。特に本年は町内全域にトリム、
 ストレッチング体操の普及と、最近、
 競技参加人口の増加に伴い利用者が多
 いクロスカントリー専用コースを利用
 しての各種大会の開催や勤労者体育館
 を含めた各種体育施設の有効利用と正
 しい利用方法を推進する。

②昭和63年度 東伊豆町社会体育行事表

◎スポーツ大会

（パスバレーボール大会）

月	日	曜	行 事 名	場 所	時 間	対 象	備 考
4	18	月	第1回 パスバレーボール大会	稲小 熱小体育館	夜7時	社会人	6人制（男女混合） 中女性2人以上常時出場
5	17	火	第2回 パスバレーボール大会	勤 労 者 体 育 館	”	”	”
6	15	水	第3回 パスバレーボール大会	稲小 熱小体育館	”	”	”
7	8	金	第4回 パスバレーボール大会	”	”	”	”
8	18	金	第5回 パスバレーボール大会	”	”	”	”
9	9	金	第6回 パスバレーボール大会	勤 労 者 体 育 館	”	”	”
11	10	木	第7回 パスバレーボール大会	稲小 熱小体育館	”	”	”
12	7	水	第8回 パスバレーボール大会	”	”	”	”
2	7	火	第9回 パスバレーボール大会	”	”	”	”
3	6	月	第10回 パスバレーボール大会	”	”	”	”

（ソフトボール大会）

8	24 25	水 木	父親ソフトボール大会	稲 取 小 熱 川 小	父親35才以上	ナ イ タ ー 郡 大 会 予 選
---	----------	--------	------------	----------------	---------	----------------------

(町民体育大会等)

月	日	曜	行事名	備考	対象	備考
5	5	木	熱川地区町民体育大会	熱川小	幼、小、中、高一般	9時開会式
8		日	第1回東伊豆町水泳大会	稲取小		
10	10	月	稲取地区町民体育大会	稲取小	幼、小、中、高一般	9時開会式
10	23	日	第5回とうきゅうカップ報知東伊豆クロスカントリー大会	東伊豆町クロスカントリーコース	中学、高校、一般	
12	4	日	第4回東伊豆町内クロスカントリー大会	東伊豆町クロスカントリーコース	小学5・6年生 中学、高校、一般	
1	1	日	初詣マラソン大会	稲取、熱川片瀬、会場	小、中、高一般	
1	20	金	第2回新春綱引大会	勤労者体育館	社会人	1チーム8人

(ハイキング)

月	日	曜	行事名	場所	対象	備考
5	22	日	天城山ハイキング	天城山	小学5年生以上～一般	しゃくなげ観賞
9	18	日	歩こう会	下田市爪木崎	小学5年生以上～一般	町健康づくり推進協議会共催

※ スポーツ祭事業は東伊豆町体育協会主催で行います。

◎スポーツ教室

教室名	期 日			回数	場 所	対象：時間
	月	曜	開設日			
1 テーピング教室	6	土・日	25日～26日	2	役 場	社会人
2 小学生バレーボール教室	7～1	金	夜6:00～7:30		勤労者体育館	小学4～6年生
3 親と子の水泳教室	8	木～火	4日～9日	6	稲取小 熱川小	幼稚園児～小学3年までの親子
4 スキー教室	2	金～日	17日～19日			社会人

○会員制とし、専任指導者が基本から正しく指導いたします。
 ○各行事、スポーツ教室の実施要項については、そのつど広報等で連絡します。
 ○期日については予定ですので多少の変更があることを御承知下さい。
 ※期日未定等くわしい内容については毎月発行の広報ひがしいずをごらん下さい。

③施設利用状況

施設利用状況

昭63.3.31 現在

施設名	利用日数	利用人員	内 訳			
			町内一般	町外一般	町内学生	町外学生
野 球 場	219 ^甲	4,277 ^乙	2,230 ^乙	2,071 ^乙	人	人
陸 上 競 技 場	56	823	520	303		
テニスコート	259	2,414	651	1,763		
勤 労 者 体 育 館	258	23,605	8,106	15,499		
施設名	利用日数	利用日数	内 訳			
			男	女	計	
体 育 館	稲小体育館	454 ^甲	22,906 ^乙	14,235 ^乙	8,671 ^乙	22,906 ^乙
	稲中体育館	102	2,941	1,418	1,418	2,836
	熱小体育館	430	16,993	10,505	6,488	16,993
	熱中体育館	3	2,500	2,320	180	2,500
	稲高体育館	85	1,488	950	538	1,488
運 動 場 (昼)	34	8,190	400 5,090	2,700	稲中 熱小	400 5,090
夜 間 照 明	稲小運動場	142	7,350	4,485	2,865	7,350
	大川小運動場	22	830	605	225	830
	熱中運動場	114	6,059	6,049	10	6,059
	稲高運動場	1	90	50	40	90

6. 東伊豆町文化協会

(1) 東伊豆町文化協会の設立と経過

昭和34年、旧稲取町と旧城東村が合併し、東伊豆町が誕生して以来30年を経るが、その間伊豆急行の開通、有料道路の開通等、急激な社会構造の変化に伴い、半農半漁として栄えた町の産業基盤も、豊富な温泉を利用した観光を中心とした町に変わってきた。この様な歴史的背景の中で文化協会がどのようにして組織化されて来たのか紹介したいと思う。

終戦後、昭和20年代には青年団が町民体育大会や講演会・青年学級・水泳大会など多彩な活動を行ったと言われている。また昭和30年代に入ると、婦人を中心とした活動が盛んになり、昭和31年には文部省指定の婦人学級が開催され「話す・聞く・見る・綴る」の四つの学習形態をとり入れ「稲取の歴史」を課題として、教育・文化・産業・風俗・生活の分野別グループ活動がなされその成果は、婦人が始めて作り上げた「町の歴史」という本にまとめられている。その後、町の文化復興に大きな役割を果たした青年団は、団員の減少化等により、その活動は停滞しているが、婦人学級の伝統を受けついで婦人会は、全戸加入という形での団体となっている。

やがてこれらの活動が継続されていく中で昭和40年代に入ると、芸術的なグループや趣味的なグループ。文化研究グ

ループなど、様々な文化活動グループが生まれた。しかしこれらの活動が個々であるため、お互いの交流や親睦は図られなかった。

こうした中で、稲小卒業生を中心とした「百年史編さん運動」や海洋少年団、ふる里学級、民話劇のグループなど郷土的な文化活動が盛んに展開され、年配者から若年層に至る幅広い組織づくりがなされた。そして一部の若者の間から、町民の心を一つにする文化の場をつくらうとする機運が高まり、昭和52年に、40団体余が参加して第1回町民文化祭が行われ現在に至った。

更にその過程で恒常的な文化活動を推進させようとの意見が活発化し、教育委員会でも文化面での組織化をはかっていることとあいまって「文化協会」設立の声が高まり、次のような過程を経て「東伊豆町文化協会」が設立された。

●昭和53年12月

故富岡宗三氏の遺志に基づいて特殊指定の寄付55万円をうける。

●昭和54年3月1日

東伊豆町教育委員会と小沢昇、稲葉春哉、嶋田源吾、土屋三好、鈴木軍司、萩原光一諸氏や町民文化祭実行委員会の代表者たちで準備会を開き、設立についての協議を開始する。

●同年3月31日

「東伊豆町文化協会」の発足を決め

る。

●昭和55年5月

文化協会規約の整備を含む、実質的発足のための会合を数回にわたって行う。

●同年6月2日より25日まで

町内回覧で文化協会充実のための会員募集のチラシを全戸配布
既存の文化団体には参加の呼びかけを行う。

●同年6月26日

文化協会説明会が、町役場第1会議室で関連団体を含む31団体、47名の参加者のもとに行われ、実質的な発足を決める。

文化協会加入メ切を7月12日とし、それまでの参加団体で部門構成をすることを確認。

●同年7月31日

31団体499名の加入が報告され、各団体を7分野20部門で構成し、規約の整備を行う。

●同年8月8日

各団体代表者が集まり、28名の理事を選出、第1回理事会が開かれる。

参加団体の紹介、7分野20部門の構成や規約の決定をし、役員選考委員を選出する。

●同年9月16日

第2回理事会
役員選出、事業計画提案承認。主な決

定事項は次のとおり。

(イ)役員

会 長 斎藤長吉
副 会 長 嶋田源吾 鈴木さ多ゑ
事務局長 上嶋智幸
事務局員 楠山哲男 内山慎一
黒田信年

監 事 小沢 昇 鈴木千春
(ロ)会費 入会金 1部門 2000円
年会費 1部門 3000円

(ハ)助成金について

1部門につき1万円、会員ひとり当たり500円を追加助成する。

こうして東伊豆町文化協会は設立され、実質的なあゆみを始めるわけであるが、この設立過程で議論されたことを次にあげておく。

①参加の範囲をどうするか。

婦人会等町民文化祭参加の、総ての団体を含めるかの話し合いがなされたが、そこまでは広げないで町内の芸術、文化団体の一般社会人に限ることにした。

②個人の参加は？

文化に関心をもち、振興に尽す意志のある人なら個人の参加も認める。但し、会費助成金については、15名以上を対象とする。

③部門制をとったわけは？

同じことを学ぶ仲間が手を取りあって、町の文化振興に尽せるよう、団体

は違っていても同種のもは、まとめて一部門を構成することにした。従って理事の選出も各団体毎でなく、各部門毎に理事を選出することにした。(15名以上の会員で1名の理事選出、但し、30名以上の部門については2名を選出することができる。)

④文化協会と町民文化祭との関係は？

町民文化祭には、文化協会加盟団体のみならず、各種の文化的団体が参加するので、文化協会即、文化祭ではないが、その開催に、文化協会は重要な働きをしなくてはならない。

以上の経過のもとに、東伊豆町文化協会の活動が開始されたが、役員決定の9月は、例年町民文化祭の準備時期で、流れは、文化祭開催を中心に働いていた。そして11月3日は、町民文化祭であると同時に、文化協会参加団体の、発表の場でもあった。

このように昭和55年度は組織化に重点がおかれたため、具体的な活動は各団体毎の事業推進と町民文化祭参加であったが、その中で、文芸誌、短歌集の発刊や茶道の合同発表会などが行われた。

昭和56年度は、第1回の理事会が6月16日に開かれ、それぞれの部門毎の活動を活発化すると共に、共同の仕事として「東伊豆町文化協会誌」の発刊東伊豆町「郷土がるた」の作成が決められた。

文化協会誌は、文化協会参加団体の紹

介と代表的な作品、活動物を掲載し、町内文化交流を図るものとしてすすめられている。

また郷土がるたは、町内の名所旧跡から、現代の産業文化等郷土の誇りを末永く残し、郷土に愛着と関心を深めるため、町民から一般募集して作成するよう計画されている。

文化協会が設立されて、歴史は浅いが、この協会が、かたちだけのものでなく、会員の創意と協力によって、実のある協会に成長していくことを念じてやまない。

(2) 文化協会グループの紹介

- | | |
|--------|-----|
| ◦美術 | 書道 |
| (188人) | 水墨画 |
| | 洋画 |
| | 写真 |
| | 七宝焼 |
| | 陶芸 |
| ◦文芸 | 短歌 |
| (82人) | 川柳 |
| | 俳句 |
| | 文芸 |



◦芸能音楽
(133人)

◦生活技芸
(114人)

◦社会文化
(81人)

◦観賞
(22人)

- 詩吟
- 民謡
- 合唱
- 琴
- 尺八
- 茶道
- 華道
- 盆栽
- ふる里学級
- 東伊豆町郷土史同好会
- 東伊豆親子映画会

※グループ及び人数については、昭和57年当時であるので統合、改廃等も若干あるようである。

(3) 「郷土がるた」

東伊豆町文化協会では、昭和60年1月1日に「郷土がるた」を発行した。

なお、発行にあたっての要約は次の通りである。文化遺産は、親から子・子から孫へと、生活習慣や集団活動・行政などの中で伝承されていくものだと思う。ただ近年核家族化が進み、若い世代の人や他所から移ってきた方々の中には、東伊豆町における様々な伝承文化を知らない方も多いと思う。

そこで、文化協会では郷土がるたから町民に伝承文化を知ってもらい、親子の対話が増すことを願い、原文を広く町民

から募集し、原画は稲取小学校(当時)の高寺先生の指導により、6年生が作成した。



◦祝いごと、げんなり寿司が かけまわる

稲取の海岸地域(田町・西町・東町で、入谷のみなさんは通称“浜”と呼ぶ)では、祝いごとに欠かせない寿司。“げんなり”する程大きいので、この名がある。一説には、平賀源内(江戸時代の自然科学者)が、めしを長持ちさせるために考案した「げんない酢めし」がなまったものといわれている。

また、関西風の押し寿司であることから、江戸城の石を切り出した関西の大名が、船出と海路の食糧としてつくらせたものともいわれている。

7. 婦人教育

(1) 婦人学級

・本町に於ては学級生は婦人会を母体として年々会員の中から希望者をつのって学級を構成する。

・63年度学級目標、組織、年間計画は

(別紙) のとおりである。

①婦人学級の目的

日常生活で婦人がかかわりを持つ課題を学習や話し合い、実習を通して解明し、今よりも更に充実した生活設計をみいだしていきたい。

地域婦人として自覚と役割を考え、自ら行動し明るい家庭と住みよい環境づくりに寄与する。

②主催

東伊豆町教育委員会

③運営

自主運営

④経費

婦人学級の運営経費は、教育委員会予算で支出する。

必要に応じて、学級生に負担をお願いする。

⑤組織

運営委員……………学級長(1名)

副級長(1名)

書記(2名)

受付(2名)

班長(8名)

※学級生を8班に編成する。

⑥その他

連絡体制

連絡事項は、全て学級長を通し、学級長から各グループの班長へ伝達、班長は班の学級生に伝達する。

昭和63年度婦人学級組織

学級長(1名) 学級の各事業について司会進行をはじめ事務局と連絡を取りあい、講師・会場・教材等の準備に当たる。

副級長(1名) 学級長と協力し、会のスムーズな運営をはかる。

書記(2名) 学級事業の内容、感想反省等を日誌に記入し後日の参考資料として学級運営に生かす。

受付(2名) 学級生の出欠の様子を記入する。

班長(8名) 班のリーダーで連絡指導にあたる。



昭和63年度

東伊豆町婦人学級年間計画(案)

月	講座名	学習内容	学習方法	講師	備考
5	開級式 講話	婦人に望む	講話	教育長	
6	町政に ついて	本年度事業 の概要	講話	総務課長	
7	陶芸教室	陶器作り	実技		
8	水道教室	施設めぐり	見学	水道課	
9	生活の科学	日常生活	講話	県民 センター	
10	健康教室	婦人病	講話	医師	
11	議会傍聴	町政全般	見学	議会事務局	
12	料理教室	正月料理	実技	南豆 調理師会	
1	トリム運動	トリム リズム	実技	白井指導員	
2	町の現状	商業の現状	講話	商工会	
3	研修視察 閉級式				

(2) 家庭教育学級

各幼稚園ごとに父母を対象として組織している。計画、推進など各幼稚園単位で運営している。

8. 青少年教育

(1) 青年教室（青年の集い）

・活動の重点

地域に生きる青年としての自覚をもち、教養を高めあいより良いふるさとづくりにつとめる。

・主な活動（昭和60年度例）

- ・町内ふるさと美化運動（河川、海岸の清掃をおこない環境美化につとめる）
- ・町民文化祭に参加（町民文化祭実行委員に協力）
- ・成人式に参加（成人式アトラクションの企画及び式典に協力、成人式のしおり作成）
- ・テーブルマナー（テーブルマナーについて学ぶ）
- ・いい汗かいてストレス解消（スポーツ、およびレクリエーション）
- ・観光地東伊豆を考える
- ・現在抱えている問題
 - ・活動の低迷化
 - ・学級生の減少
 - ・若者の学習要求のとらえどころが困難
 - ・指導者の養成

・他の青年団体との連携い

(2) ふるさと学級

・活動の実践等を踏まえて、郷土の歴史民芸・ボランティアグループ活動・創作・地域交流・天体観測などを通して郷土を知りその良さを広める運動を実践することを目的としている。

・「城東ふるさと学級」は昭和56年度より活動をはじめた（最初から教育委員会のかんかつ）

・「稲取ふるさと学級」は昭和52年の春小中学生を対象にして「郷土を体験する」を目的に町内のボランティアグループにより開設された。そして今日まで郷土の歴史、伝承行事、民芸、奉仕活動、地域交流などの活動を通して、郷土を知り、その良さを広めてきた。その後昭和62年度より教育委員会の仕事として行われるようになった。

・観光立町を唱える東伊豆町にあっては、ふるさとの歴史を見直し、その中の伝統を生かし自然の大切さを認識する必要が今後更に増していくであろう。

・[例] 昭和63年度 稲取ふるさと学級事業計画（別紙）
昭和63年度 城東ふるさと学級事業計画（別紙）

・学級生は小学校4年生から中学校3年生までとし、毎年、年度当初に募集する。

・学習期間は毎年4月～翌年2月まで

で必要に応じて学級費を徴収することがある。

昭和63年度
稲取ふるさと学級事業計画

月 日	テ ー マ	場 所	担当者氏名
4/23	入会のつどい、灯台見学	田 町 公 民 館	渡辺（良）
5/15	はまゆうの手入れと磯遊び	志 津 摩 海 岸	田 村
6/5	シランタの池・大杉の見学		渡辺（満）
7/	天草取りの見学	天草干し場	西 尾
8/10・11	キ ャ ン プ	大川端キャンプ場	岡 田
9/11	は ん ま あ 様	八 幡 神 社	石 黒
10/10	老人と子供のゲートボール		山 本
11/	町 民 文 化 祭 参 加		梅 原
12/27	お 飾 り づ く り	東 町 公 民 館	福 田
1/14	成木ぜめ、郷土がるた		山田（衛）
2/19	お 別 れ 会		田 中

昭和63年度 城東ふるさと学級事業計画

月別	内 容
4	開級式 植栽
5	古道歩き（奈良本）→（大川）
7	巡視船
8	お寺めぐり、キャンプ（18,19）
9	縄文の生活（火おこし器づくり）
10	縄文の生活 火おこし
11	文化祭参加
12	おかざりづくり
1	地域の行事へ参加
2	閉級式

※日時、計画内容の検討は、指導委員会の打ち合わせ時に決定する。